

## 行政常任委員会

令和元年9月13日（金）

午前9時58分開 会

○三鬼（孝）委員長 おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を開会いたします。

昨日、市民課に係る議案5件と報告事項の説明を受けておりますので、まず、議案第46号の質疑に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

御質疑がある方は御発言願います。

○小川委員 46って空き家のやったですね。

今、空き家条例ができましたけれども、しかし、これを前に進めるためには、まず空き家の現況というか確認、調査をしっかりとやっていかなければいろんな対策や措置ができないと思うんですけど、この空き家調査をやるのにどのように考えておられるんですか。

○宇利市民サービス課長 空家等対策計画の策定につきましては、現況の空き家の調査というのがまず一番大事になってくるところでございます。その空き家の調査の方法等、できる限り経費の少ない方法でやる方向で今検討中でございます。

○小川委員 やはり時間と労力もかかることですが、市の職員でやるのか、それとも外部委託、多分外部委託をせんと確かな調査ができんと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○宇利市民サービス課長 やはり期間が相当長期間にわたるということ、一定の人数を張りつけないといけないということを考えると、外注をするというのが一番の選択肢になるんじゃないかなというふうに考えております。

○小川委員 予算計上とかをしなきゃならないと思うんですけど、その対策はどれだけの金額、結構な金額になるような気もするんですけど、予算計上はいつぐらいか、金額が大体わかれば。

○宇利市民サービス課長 予算を計上するとすれば、来年度以降というところで考えております。

○小川委員 それと、8条のところの空き家審議会は、どのようなメンバーでいつぐらいまでにこの審議会のメンバーを決めるのかお答え願えますか。

○宇利市民サービス課長 現状条例に基づく5名ということ想定しておりますの

で、一般的に言うと、やはり土地であったり家屋であったり、そういう部分に精通されている不動産関係の方であったりとか建築をやっておられた方、それから、弁護士の方であったり大学教授というようなところを考えております。

○小川委員　　じゃ、その立入調査をするとき、やっぱり建築関係の人が見直しガイドラインに多分沿ってやると思うんですけど、特定空家に認定するためにはそういう方たちに見てもらわないとわからないと思うんですけど、建設課のかかわりというのはどのように考えておられますか。

○宇利市民サービス課長　　空き家に認定するために、まず、認定基準が必要になるものですから、認定基準をどういうふうに定めるかというのを審議会の中で検討させていただきたいなと思っておりますので、その認定基準においてどういうスタッフが要るかという話になってくるかと思えます。

○小川委員　　その空き家というか特定空家の認定ですよ、今言われるのは。特定空家認定をせな前に進まんということで、やはり建設課とかにかかわってもらわんとかなかなか、その基準もガイドラインがありますので、ガイドラインにのっとりやるのかなという思いがしますけど。

それと、空き家対策計画というのも立てなければならぬと思うんですけど、空き家対策計画を立てた場合に、ただ取り壊しだけじゃなしに、国の補助金のつく空き家対策支援制度というのもありますよね。国が2分の1出して、まちづくりをしていく場合には出すと。そういうことは考えておられないですか。

○宇利市民サービス課長　　現況の空き家をどういうものがあるかというのを調べた後に空き家対策計画をつくることになると思います。その中で、やはり補助制度を活用した事業をつくって、空き家の数を減らしていくという形、特定空家になるような空き家を減らしていくという業務というのも一方で実施しようと思っております。

○小川委員　　きょう、市長がみえないので聞くことができないんですけど、その助言とか指導とか、その後勧告まで行って、6分の1の住宅特例をなくすところまで行くのか、それとも、命令とかがって過料のところまで行くのか、どこまでやる気があるのか、市長がきょういないので、聞けないんですけど、その過料とかもやった場合、過料とか代執行をした場合の債権ですね。これは公債権になるのか私債権になるのか、公債権の場合ですと、強制徴収もできますけど、私債権の場合できないものですから、その点はどうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長　　現状においては、特措法に絡む行政代執行をした場合の

経費というのは公債権になるというふうに理解しております。

- 三鬼（和）委員　審議会については、今小川委員がいろいろ聞いておりましたので、中身はわかったんですけど、これは常設となるんですか。それとも、案件が起こるたびに審議会を組織するのか、どういうふうになりますか。
- 宇利市民サービス課長　案件が発生した折に招集していただいて審議していただくというふうに考えております。
- 三鬼（和）委員　そうなると、こういったことになる、例えば大学の教授であるとか、今先ほど言いましたように建築関係とかという、その都度その都度メンバーが変わるということはないとは思いますが、当市においてこういった5名というんですか、審議委員になっていただけるというのかな。こういった人は一応市民課の考えの中ではどうなんですか。大体どういう方とか、地元も含めて組織ができるであろうというか、条例はつくりましたが、今からと言われるとちょっとあれなところもあるんですけど。
- 宇利市民サービス課長　人選というのは、その審議会においては、今一番苦労している点でございます。ですので、今現状こういう方を考えていますという具体的なお話は現状においてはできかねるところでございます。
- 三鬼（和）委員　もう一点は、ほかの委員に比べて費用弁償が1万円と高いんですけど、こういった差が出たというか、これらについて、1万円に設定したというか、その意図をちょっと御説明ください。
- 宇利市民サービス課長　諮問に応じ、空き家の所有者に対して不利益な事項を答申することが予想されるということで、行政不服審査会の委員であったりと同額の1万円という設定をさせていただいております。
- 野田委員　今回この条例は特措法に基づく形なんですけれども、先ほどの小川委員とちょっと重なるかもわかりませんが、立入調査、特措法の第9条の規定による立入調査等についてはどのような形でやっているのかということ、具体的にそういうことまでまだ考えていないのか、それとも、これまでの市民課のほうに空き家のリストというのはあると思うんですけども、それに基づいた形でそういう計画というものをきちっと立てていくのか、どういう形でやっていくんですか。
- 宇利市民サービス課長　現状においては、全ての空き家、全てというか、空き家の把握がまだ足りていない状況になっております。ですので、順次これからこういう形でやっていくという計画は現在のところまだ立てられていないというところで、ですので、当面住民の方から話のあったところを集中的に行くというのが最初

の段階になるのかなというふうに考えています。

○野田委員　　ということは、これまである空き家、今回は特定空家等が中心になってくると思うんですけれども、これから第4条に市民から情報の提供があったときから考えるということですか。これまでのそういうリストというものは有効活用しないということですか。

○宇利市民サービス課長　　もちろん今までのデータというのが、住民の方から寄せられたデータというのもございます。今までやっていたように、是正していただくようお願いをするという行為については、現状と何ら変わらない方法としてやらせていただいています。

その後、その是正、直していただくように、空き家の苦情が出ている部分について直していただくようお願いをしている部分から一歩先に進んでいく方法としてこの特措法を活用するという形になっておりますので、その中でどうしても直っていかないとか、いつまでも現状がよくなっていかない部分について作業が進んでいくというふうに考えております。

○野田委員　　尾鷲市内でも周辺郡部でも、災害が来たら非常に危険性を伴うような特定空家というものが存在すると思うんですけれども、その点については、来年度か再来年度以降とかという話ですけれども、やっぱり立入調査等を行って、指導、勧告、命令、代執行の措置へ進んでいくような予算も組み立てていかないといけないと思うんですが、補助金とか交付制度もありますので、そこら辺はちょっとねじを巻いてとか目を光らせて、そういう国が2分の1とかいろいろあると思うんですけれども、空き家対策の支援事業というのが。やっぱりそこら辺は真剣に取り組まないと、市民がまちに住んでいて、そういうことを全然やってくれないというふうに思われることは非常にいささかあんまり感心しないことですので、やはりそこら辺は目を光らせてやっていくということは行政にとって大事な事かなと思うんですけれども、ですから、この代執行も来年度か再来年度かわかりませんが、やっぱり予算の計上というものはきちっとした組み立ての中でやっていくということが必要やと思いますので、その点はどうか。

○宇利市民サービス課長　　現状においては、やはりどうしても行政代執行に進む前の段階がたくさんございますので、現状においてその行政代執行の予算というのを来年度組み立てるといのはちょっと難しいんじゃないかなというふうには考えております。

○野田委員　　そういうことはわかっておるもので、その手順をきちっとやっていっ

てほしいということを、その先には代執行という予算化という部分は必要になって、その前にも要りますけれども、そういうことをちょっと思っていますので、よろしくお願ひしたいということです。

それで、もう一点は、この条例がつくられますけれども、規則のほうはどのような形で、並行してやっていくんですか。

○宇利市民サービス課長 施行規則についても、従前お示しさせていただいたとおりの形でつくらせていただく予定をしております。

○三鬼（和）委員 他に。

○村田委員 これはちょっと意地の悪い質問になるかわかりませんが、先ほど、来年度以降委託というか、そういう形で調査をしていきたいという話でしたんですが、今、野田さんの話にもありましたけれども、この財政の厳しいときに予算がつけられますか。それを考えると、随分この空き家対策というのはおくらせてしまうのかなという格好になるんですよね。国の制度を使うにしても、まず最初にそこをやっていかないと進まないことですから、その辺の見通しというのはあるんですか。意地悪かわかりませんが。

○宇利市民サービス課長 確かに予算化までの道のりはある程度きついのには確かだとは思いますが、しかしながら、やはりどうしてもそのデータを収集して、それを活用していかないと業務というのはなかなか進みにくいというところがございます。ですので、並行して計画のほうを立てながら、現状を把握している家屋について少しでも業務を進めていけたらなというふうにも考えております。

○村田委員 これで終わりにしますけれども、尾鷲市の中には全然知らんようなところが、あれっ、この前まで住んでいたのに、もうきょうは空き家かというようなところが結構あるんですね、旧町内で。ですから、その把握ということについては非常に難しいのかなという感じもいたしますけれども、今課長がおっしゃったように、調査を進めながら、そして予算立てをしていくということに、難しいだろうと思いますけれども、ぜひ、期待しておりますので、よろしくお願ひします。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○南委員 空き家の条例が新しく来年の4月から施行されるであろうと思うんですが、やはりこの中で所有者の責務と市の責務というのが明確にうたわれたということと、それと、今の小川委員さん、三鬼和昭さんからもあったように、空き家対策審議会の果たす役割というのは結構ウエートが、市長が勧告するときは必ずこの空き家審議会で諮問をかけてするということですので、これは大変な責任のあ

るメンバーになるんじゃないかなという思いがするんですけども、せっかくこう  
いった条例を取り組んで、来年から施行されるのであれば、当然空き家の調査をす  
るのは一番大事な問題なんですけれども、旧町内では結構最も危険な家屋というの  
は目に見えてあるということで、せめてそういったところから真っ先に取りかかっ  
ていただきたいなど。やっぱりせっかくつくるんですので、目に見えたことができ  
るように対策審議会の方にも頑張ってもらわなならんし、ある程度かの結果も出し  
ていかなあかんと思いますので、特定の場所は言いませんけれども、そういった  
意味では、できて、危ないところは真っ先に取りかかっていたいただきたいなど強く要  
望をしておきます。

○三鬼（和）委員　まさしく、今、南委員が御指摘したように、所有者の責務は一  
番当然なんやけど、市の責務というふうにこの条例をうたった以上は、訴訟的な問  
題で市がきちっと適正な指導とか管理をしなかったよということ、所有者よりか  
市に対して訴訟が起きるといふことがあり得るといふか、なきにしもあらずみたい  
なことに、この空き家をこのまま市がほっておくのかということがあると思うので、  
やっぱり事前に市民相談になるのかなと思いますけど、特定空家にならないような  
取り組みというか指導というか、これを強化することが今の予算的なものとか、そ  
れにもかかわってくると思うので、取り組みに関しては、この条例を制定するのと  
同時にそういった取り組みについても力を入れてほしいなど思うんですけど、その  
辺はどうですか、市民課としては。

○宇利市民サービス課長　現状においてもいろんな情報提供のもとに所有者の方に  
こういう苦情の部分について改善するようなお願いを実際今やっているところでご  
ざいます。

○野田委員　先ほど尾鷲市空き家等審議会においては、定期的じゃなくていろんな  
その都度的だという話なんですけれども、これに、話のテーブルにのせる案件とい  
うものは、指導して何も前へ進まないとか、その建物が本当に災害等によって住民  
に迷惑をこうむるとか、そういう段階だと思うんですけども、こういうものって  
一つの事例ですのか、それとも、五つとか六つとかある程度固まった段階です  
のか、どういう形でやっていくんですか。ちょっと先ほどの説明ではわかりづら  
かったものですから。

○宇利市民サービス課長　事務的な問題もございますので、ある程度まとまって  
からというふうに考えております。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○野田委員　この第7条の3なんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、第1項の規定に準用する尾鷲市行政手続条例第3条ということは、これは不利益をこうむらせるものじゃないということなんですか。9ページ。尾鷲市行政手続条例第3条の規定は準用しない、適用しないとなっているんですけれども。不利益をこうむらせるものじゃないということですか。

○宇利市民サービス課長　これは、この条例に規定する行政手続を踏まずに、個々の中身に規定する手続で行いますという説明になります。

○野田委員　第3条って特定していますよ。

この条文を読むと、第3条の規定は適用しないというふうになっていますので。第3条というのはどういうものかということ。

○宇利市民サービス課長　今、その行政手続条例を持っておりませんので、後ほど御説明させていただきます。

○野田委員　いや、ここで見ると、不利益処分となっていますので、それだけ確認したかったんですけど。

○宇利市民サービス課長　ここに書かれているのは、この手続でやりますので、行政手続条例に基づかずこちらのほうでやりますよという規定を書いているところなんですわ。ですので……。

○野田委員　適用しないって、そういう意味。

○宇利市民サービス課長　そういう意味なんです。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○奥田委員　1点確認したいんですけど、今、皆さん意見を言われたように、空き家がどんどんふえていますよね。その中でも、いかにも崩れかけのところがあるじゃないですか。でも、今の話を聞いていると、この条例を来年4月から施行して、審議会も立ち上げてやるんだろうと思いますけど、ただ、その予算づけについてはまだ審議会とかそういうのだけなんですよね。手続的に勧告まで持っていくのかな。勧告、命令までということなんですか。ですから、行政代執行までの予算もついていないということなんですけど、いかにも崩れかけのところって何カ所かあるやないですか。そういうのでもまだとりあえずはちょっとでも、その所有者がわからんところもあると思うんですけどもね。今でも所有者はわからんで崩れかけのところって把握していると思うんですけど、そういうのでも今のところは行政代執行までは考えていないという理解でよろしいですか。

○宇利市民サービス課長　結果的に行政代執行に至る場合は、期間的にもよります

が、年度内に実施をする必要がある場合は、また補正予算という形でお認めいただくような形もあり得るかとは思うんですけれども、その手続の期間というのが、例えば勧告であったりという一定期間かかるということもあって、現状においては来年度中の行政代執行についてはまだ検討に入っておりません。

○奥田委員 さっきも小川委員や野田委員なんかも言われましたけれども、その辺がちょっとやっぱり気にかかるところなんですよ、一番ね。今この財政が厳しい中で、きのうの財政課の財政見通しの中にも入っていないでしょう、この代執行のお金とね。当然入っていませんよね。だから、こういうのが出てくると、結構な金額になっていくんじゃないですか。やっぱりすぐにでも代執行をやってほしいようなところは何カ所ありますよね。だから、その辺のところはどうなるんですかね。その補正予算をつけていくということなんですね。

○宇利市民サービス課長 現状においては、やはり費用の積算等もございますので、現状において来年度当初予算にその予算を盛るという積算まではできていないのが現状でございます。

○奥田委員 これまでもこの空き家の条例につきましては前から議論があって、この条例を制定することは私は非常に評価したいなと思うんですけど、ただ、やっぱり代執行まで含めて、その予算も含めた計画というのをきちっと早目につくっておかなあかんのと違う。とりあえずこれをつくったらええわみたいなの、つくること自体は評価しますよ。評価するけれども、その後のことをしっかり早目に考えていかないと、今の時点で本当は考えていかなあかんのじゃないかなと思うんですけど、そこだけちょっとお願いしておきます、早目にね。

○宇利市民サービス課長 私どもとしては、極力行政代執行に行かずに、その前に改善していただけるような方向性で考えております。確かに現実問題として行政代執行に行かざるを得ないというケースは発生するかと思うんですけども、私どもとしては所有者の方に強く御自分で改善をしていていただくと。そのための方策としていろんなハードルを設けさせていただいて、極力自己努力でというか所有者の方の努力で今の現状を改善していただくということを考えております。

確かにそれは現状を見るとなかなか至っていないというところはあるかと思うんですけども、そういう形で皆さんにそういう改善を促す努力を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○楠委員　　まず、2点ほど提案をさせてもらいたいんですけど、基本的にこの条例ができたこと、施行することによって市民に知らしめるということも必要なんですけど、1点は、先ほど課長がおっしゃったように、調査に時間がかかるんだと、委託をしていくんだという話なんですけど、その委託を削減する方法としては、やはり町内会とか自治会の協力を得て、現状の特定とか、単なる空き家じゃなくて、現状を網羅した地図に落としてもらうというところを一つ地域の方にもお手伝いしてもらって、委託費の削減をするということが一つあるかと思うんですよね。

もう一点、先ほどこの条例を命令をかけて代執行までとかというところで、基本的には税法上の優遇がなくなるような代執行になった場合に、これは大変な話なので、事前に本人の意思として壊してもらうということもあるんですけど、予算づけはいきなり項目もなければ補正予算なんてことはあり得ないので、やはり新年度で1,000円でもいいから費目存置をして、それで補正対応をしていくというのが一番じゃないかと思うんですよね。

なぜかという、今回のこの条例で執行していこうとすると、聴聞だ何だという手続に下手すると半年ぐらいかかっていくわけですよ。皆さんすぐ、早う壊せとか言っても、そんな簡単に壊せるものじゃないので、法定の手続をしていくと、委員会も開いていろいろやっていくと時間がかかるので、なるべく費目存置をしておいて、場合によっては来年の3月とか、かつかつのときにどうしてもやらなきゃいけないというときには、費目があれば急遽補正が組めるということもあるので、その辺を少し考えたほうがいいのかと思います。

3点目、この条例をつくることによる最終目的は、特定空家を何とかしろじゃなくて、地域のまちづくりを考えて、協議会も立ち上げて、地域でまちづくりを考えてくださいよという目的もあるわけなので、その辺も条例で代執行までできればいいやとかというレベルじゃなくて、次に市民サービス課としてしなきゃいけない事業としては、地域のまちづくり、あるいはそこに協議会、いろんな方が参加した協議会をつくって地域を守っていくということもあるので、その辺の最終着地点を忘れないようにしてほしいなと思うんです。

以上です。

○三鬼（孝）委員長　　今、3点ほどの指摘がありましたけれども、市民課長。

○宇利市民サービス課長　　第1点については、大変ありがたい意見ということで、過去のデータ等も活用する方法も考えていたんですけども、今、大変ありがたい御助言をいただいたので、それらも含めて、できるだけ費用と時間が削減できるよ

うな形で検討したいと思っております。

2点目については、財政課、財政サイドと協議をさせていただきます。

3点目につきましては、私もことし4月から来て、そういう方面にちょっと明るくないものですから、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○小川委員 楠委員さんが言われたまちづくりという部分に関しましては、ちゃんと補助金がありますので、まちづくりをする場合は。あったよね。2分の1くらいあったと思いますので、土地を寄附してもらったらとか、そういうのがありますので、ぜひ活用させていただきたいと思います。

○野田委員 この特定空家等に対する固定資産税の住宅用特例扱いというのはどのようなになっているのか、税務課長の……。

○吉沢税務課長 補佐のほうから説明させていただきます。

○古戸税務課長補佐兼係長 特定空家に対する固定資産の特例につきましては、小規模住宅用地という特例がありまして、200平米までを6分の1にするという法律になっております。200平米を超えるものに関しては3分の1です。都市計画税につきましては、200平米までを3分の1、200平米を超えるものを3分の2となっております。住宅の建物の10倍までを特例の範囲としております。

○吉沢税務課長 今申し上げたとおり、小規模特例という措置がありまして、小規模の住宅が建っておる敷地については軽減が加わって、宅地並みの評価じゃなしに、6分の1なり3分の1なりの軽減がされます。それが都市計画税、固定資産税が安くなるんですけども、この勧告を受け取ると、地方税法の規定によって特定空家の勧告を受けた場合は、その特例措置をできなくなると。でありますので、1月1日の時点でこの特定空家の指定、勧告を受けたら、それは外さなあかんということが起きてきますので、これは市民サービス課さんのほうでまた周知のほうも広報等をしていただけたと思います。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで議案46号の審査を終了いたします。

次に、議案47号の印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正についての御質疑がありましたら御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。

なければ、議案47号の審査を終了いたします。

次に、議案56号、一般会計補正予算(第3号)の議決についての説明を受けておりますので、御質疑がある方は御発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案第56号の審査を終了いたします。

続きまして、議案第57号と議案58号を一括審査していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑のある方は御発言願います。

○野田委員 この資料のほうでもよろしいでしたか。委員長、資料のほう、国民健康保険。後ですか。それじゃ、済みません、後にします。

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 ないようでございますので、議案57号、58号につきましての審査を終了いたします。

続きまして、報告事項、尾鷲市国民健康保険事業の財政見通しについての質疑を行いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○野田委員 この資料を読ませていただきまして、非常によくわかる資料だと思いました。収入と費用の関係がよく理解できると思います。

その中で、収入の部分で、財政上の収入の分で、今年度、平成31年というか令和元年の予算のときの案でも確認というか話は聞いているんですけども、市民が丸となってもっと実行すべきことというのはあると思うんですが、いろんな特定健診とか、そこら辺は今どのような状況になっているのか、まず1点教えてください。

○宇利市民サービス課長 特定健診の受診率につきましては、やはり県平均を下回る状況になっております。前年よりも若干改善されたんですが、小数点以下のパーセンテージの改善というところにおさまっております。

今後につきましても、特定健診の受診率を高めていくという活動は今まで以上に一層充実した形のもので進めていきたいと考えております。

○野田委員 私もことしから国民健康保険のほうに入らせていただいたんですけれ

ども、こういう特定受診とか、何とか尾鷲が一つになって、三重県とか国とかの平均よりもまだ下回っている段階ですので、ここら辺を上げていくことによって交付税としての収入の分が上がってくる、十分容易になっていきますので、ここら辺は市民課だけじゃなくて、福祉のほうも含めて、その横のつながりでどのような対策をやっていくかということは、これは大きな、大事なことだと思うんですけども、まだそこまで行かないということですか。対策です。

- 宇利市民サービス課長　　特定健診の受診率の増加というのは、やはりどうしても、現状、費用というのは前年まで500円いただいていたんですけども、今年度より500円もそれは無償化するという形でやらせていただいております。しかしながら、健診機会をふやすというような形をとると、今度は費用のほうが大変かかるという部分がありまして、巡回車、健診用の巡回をするという部分、そういう部分をするると相当に経費が上がるというところで、入ってくる収入と交付金、県からの特別交付金なんですけれども、入ってくる収入と出ていった費用というののバランスを考えて、今現状500円という形で、今年度500円を無償化するという形で、特定健診受診率の向上に向けた取り組みをさせていただいております。

それから、特定健診受診率に向けた取り組みとしては、いろんな講習の機会をつかまえて特定健診を受診していただくようお願いをしております。しかしながら、やはりどうしても時間中という、通常の昼間というところもありまして、特定健診の受診率が上がっていかないのかなというところを考えております。

- 野田委員　　この国民健康保険の予算案のときに、担当課のほうから、500円を無料化しても、健診費用が要ったとしても、県の交付金のほうが点数が上がることによってプラスが出てくるというような説明を受けているわけなんですけれども、そういう面からして、プラスマイナスでプラスがふえてくる、見込みですけど、予想ですけども、そういうことをもっと広げていくとか、もう一つ、受診の勧奨、コールセンターからというのは昨年度からやられていると思うんですけども、こういう部分の成果というか効果はどのようになっているんですか。

- 小川市民サービス課係長　　特定健診の未受診者の方を対象に、去年度から国保連合会の委託事業を活用しまして、未受診者のコールセンターということで、受診しない理由とか、もちろん受診は勧奨してもらおうんですけども、受診しない理由の聞き取りですとかというのをちょっとやっております。

その効果がやっぱり受診率の向上にあらわれてきているとは思いますが、はっきりしたのでこうというふうにはちょっと言い切れないところはあるんですけども、

29年度と30年度を比べますと2.9%、今の現状値で、速報値なんですけど、2.9%の受診率の向上が見られます。それというのは、やっぱり特定健診の受診勧奨コールセンターであったり、集団健診も実施しています。

福祉保健課のほうとの連携としましては、集団健診のときにコミュニティーセンターを使わせてもらって、市内3カ所と、去年は福祉保健センターでも日曜日にやらせてもらいました。計去年は4カ所で集団健診をやらせてもらいました。その際にはがん検診の受診率の向上もともにとということで、集団健診を受けていただける方については、がん検診も受けられますよというふうな広報をさせていただいて、両方とも受診率のアップにつなげたいという流れで去年はやったところなんですけど、その結果が2.9%ではありますが受診率の向上に結びついたと担当課としては考えています。

○野田委員　　こういう対策というのは非常に大事だと思いますので、着実に地道に横の連携でやっていくということがやっぱり経費というか支出をおさえることだと思いますので、一つよろしくをお願いします。ありがとうございました。

○内山委員　　同じく特別交付金のところなんですけど、3月に保険者努力支援分が619万とお示しがあったんですけど、これはもう上限いっぱいなのでしょうか。

○小川市民サービス課係長　　保険者努力支援制度は、平成30年度から国保財政の県一元化ということで、制度自体が少し変更になった際に本格的に導入された国の交付金制度であります。上限というのではなくて、大きく分けて、国のほうで評価指標というのを12項目つくっています。それはもっと細分化されていて、市の保険者や、県も保険者になるんですけども、県や市の保険者の取り組み状況によって配点があるんですね、これができたら何点という。なので、上限というのは特になくて、もっと市として頑張ったり効果が出ればもう少し向上というのも見込めると思うので、上限ではないと考えていますが。

○内山委員　　これは福祉のほうとも兼ね合いがあると思うんですけど、健康増進の面を伸ばせば加点というの望めるものであるのでしょうか。

○小川市民サービス課係長　　そうですね。今言っていたとおり、疾病予防ですとか健康づくりの事業に関する評価項目というのは配点が高い状況にありますので、今、福祉保健課のほうと連携しながら、なるべく加点がもらえるように、交付金が獲得できるようにはいろいろ事業を進めているんですけども。

○内山委員　　有利な交付金だと思いますので、ぜひ進めていただくようお願い申し上げます。

- 小川委員 内山委員さんのと関連しまして、その加点ということで、重症化予防の推進ということで、そこが一番加点が高いですよ。40点ぐらいつけられて。例えば一番大きい糖尿病の予防とか重症化予防とか、その取り組み、保健指導なんかはどうなっているんでしょうか。
- 小川市民サービス課係長 糖尿病性腎症の重症化予防の取り組みというのは、評価項目の中でも委員さんがおっしゃるとおり評価点数が高いです。そのところは、受診勧奨という部分では、特定健診の結果に基づきまして三重県のほうでプログラムをつくっています。こういう方たちに対して受診勧奨しましょうというプログラムをつくっていますので、まずそのプログラムに基づいて、数値で特定健診の結果を見させていただいて、その数値にひっかかるような方については受診勧奨通知を年1回送らせてもらっています。それは国民健康保険系のほうから送らせてもらっています。その後の保健指導のほうにつきましては、福祉保健課のほうで今ちょっと取り組んでもらっているような状況なんです。
- 小川委員 その健診を受けない方で、自分で病院へ行かれています方、そのレセプトの利活用ということで、レセプトを見れば状態がわかると思うんですけど、そういうのは活用はされていないんでしょうか。
- 小川市民サービス課係長 そのレセプトの中から、例えば特定健診を受けられた後、その数値の結果が悪い方で受診していないような方、6カ月間とか特定健診を受けた後の受診状況はレセプトで確認させていただいています。
- 三鬼（孝）委員長 他に。
- 楠委員 国保については皆さん大分苦労されていると思うんですけど、基本的に、いろんな面で、今言ったインセンティブの話もありましたので、もう少し、国としてはなるべく医療費の削減をしたいとかいろいろあるんですよ。これは当たり前の話なので、特定健診を受けなきゃいけないんですよというのは基本的に義務なんですよというところも、私、強調してもいいんじゃないかと思うんですよ。
- そうしないと、今言ったように、ペーパーを出して郵送してという手間だって生半可じゃないでしょうし、あとは、通知を受けても、メタボになっている人でも、その後何にも努力しないとか、さまざまだと思うんですよ。だから、そういうところをもう少しちょっと、この国保の関係と、もう限界なんですよというところ、国保税を上げないためにも限界なんですよというところをもう少し、やはり国民なり市民の逆に言うと責任なんだよというところも強調していいんじゃないかと思えますね。あくまでもこれは予防の話ですから。なってしまった人をどうのこうのと

か、また、なっている人をどうのこうのじゃなくて、基礎的なところをもう少しPRしたほうが改善に向かうんじゃないかと思うので、ぜひその辺もちょっと頑張っ  
てほしいなと思います。

○宇利市民サービス課長 私どもでも義務的なものとして捉えていただけると大変  
ありがたいなと考えております。やはり医療費の動向という部分においては、早期  
発見、早期治療が最も効果的だというふうに考えておりますので、やはりそういう  
方向をより強く広報活動を行って医療費削減に取り組んでいきたいと考えておりま  
す。

○奥田委員 ちょっと確認の意味で基本的なことを聞きたいんですけど、国保税と  
いうのはいつから上がるんですか、これは。上がるということですよ。

○宇利市民サービス課長 来年度を予定させていただいております。

○奥田委員 来年度ということは、来年の4月からということですか。

○宇利市民サービス課長 条例改正において新たな税率を来年度4月1日より施行  
していくという形になるかと思えます。

○奥田委員 僕、前から上がるんじゃないかという話をしている、上がるなら早目  
にという話をしたことも何回かあると思うんですけど、もう9月ですので、これは  
早目に周知しないと、もしそういうことであるならいけないと思いますけど、どの  
ぐらい上がるんですか。

○宇利市民サービス課長 まだ税率のところまでは、御存じだと思うんですけど、  
国保税については、2種類、応能割と応益割という部分で、担税能力に合わせた応  
能割と、受益するということで課税される応益割の2種類あります。応能割は所得  
割、資産割、応益割が均等割、平等割という4種類で課税をさせていただくんです  
けれども、今後考えていく必要があるものとして、応能割と応益割の負担割合をど  
うするのか等を検討しながら税率案を策定させていただこうと思っております。

その内容によって、応益割の割合によって軽減制度というのがございます。今現  
状、2割、5割、7割の軽減制度がございます。それで、その応益割を幾らにする、  
応益の分担をどれぐらいにするかによって軽減額の総額が変わってくるわけなんで  
すわ。そうすると、軽減額という部分は国、県、市の一般会計の負担ということに  
なりますので、そこの数字が多くなればなるほど税のほうの部分の上げ幅が減ると  
いうことで、減るといっても微妙な数字ではあるとは思いますが、そこで変わ  
ってくるというところで、そこを出していかないと、現状の税との比較というのが  
できません。

ですので、今現状においては、見ていただくとすると、費用引く収入という部分があるんですけども、59ページになるんですが、今送信させていただいた部分なんです、ここが今、令和2年度から4年度の合計という欄の費用引く収入1億6,182万1,130円、今現状推計しております不足額です。その上段が収入の合計額なんです、その中に国保税現年度分、国保税過年度分という部分がございます。ここを、この現状の部分をこの不足額でオンしていくという考え方をとると、それで計算した数字なんですけれども、先ほど言ったように、済みません、国保基盤安定繰入金も含めた形です。国保税現年度分、保険基盤安定繰入金分、この部分を合計した部分でこの不足額を補っていくという形になりますので、分母をその必要額、分子を国保税と財政調整基金繰入金という形になると、簡単な必要額のパーセンテージというのが出るんですが、先ほど申し上げたとおり、保険基盤安定繰入金の部分が算出されませんので、現状においては。確かな伸び率というのは算定できないというところになっています。

必要額が今の取っている額の何%に当たるかという数字は出るかとは思いますが、そのケースでいくと大体15%程度かなというふうに思います。前回、平成23年ですかね。値上げをしたときの1人当たりの保険税の伸びが15.3というところになっております。ですので、今出てくる数字の15%よりも若干下回るとは思うんですけども、前回値上げした部分より若干下の数字が出るんじゃないかなというふうに今現状考えております。

○奥田委員　でも、これはそういうことなら本当早く周知しないと、さっきの資産割とか所得割がどうなるのかとか、早くしないといけないですよ、これは。これは本当に市民の方からとったら、10月から消費税が上がるし、水道料金の値上げという話も出ておるじゃないですか。これで国保税まで来年4月から上がってくるって結構大きいですよ、これは。早目にこれは周知してくださいね。前から言っているんですけどね、僕。早目に。だって、県に一元化したときに、最初は広域になるということで、大きいところが過疎地を助けてくれるのかなと一瞬思いましたけど、でも、そうでもなさそうだなというような感じで、僕も国保税が上がるんじゃないかという話を何回もしているんですけど、上がるということになるなら、早目に周知しないといけないと思うんですけど。

それで、さっきの59ページのところでもいいんですけど、13ページ、14ページのところで、ここのがわかりやすいかなと思うので、ちょっとこのところでお聞きしたいんですけど、通知しました、今。この事業、この国保税を見ると、特

定健診負担金とかも含まないということで、5億ぐらいのあれですよ。5億ちょっとかな、収入は。ですね。その中で国保税は、実際徴収しているのが現年度分と過年度分を足すと3億2,000万ぐらいになるのかな、これは。令和4年度は3億ちょっとですけど、そんなものですよ。

その中で、一般会計からの繰り入れというのが、保険基盤安定繰入金というのと国保財政安定化支援事業繰入金、これがあるんですよ。これが一般会計の繰入金ですよ。それを両方足すと1億4,000万ぐらいあるのかな、これは。1億4,000万ぐらいありますか。それはあるんですけど、あと、14ページのところの財政調整基金からの繰り入れとか前年度からの繰り越しとか、延滞金とかがありますけど、その足りない部分を県からの交付金で賄っているような感じかなと、これを見ると僕なりに分析したんですけど。

これで、どうなんですかね。一般会計からの繰り入れというのはもう無理ですよ。今の財政を考えたらね。かなという感じは。無理でしょうね、もうこれは。これ以上は無理でしょう。だもんで、県からの交付金というのも無理ですかね。やっぱり無理なのかなと、国保税を上げざるを得ないという感じなんですかね。

○宇利市民サービス課長 県からの交付金の部分、普通交付金と特別交付金の部分で、特別交付金で話をさせていただくと、一定のパイを各自治体を取り合いをするという形式のものになっております。ですので、例えば今年度こういうことを行ったらポイントとして加算しますよとやってやります。次の年度はほかの自治体もやはりそれに乗ってきますので、平準化されてしまって、ポイントとしての価値がほぼなくなってくるというようなのを毎年繰り返していくわけなんです。

それで、やはりこういうことをやったらポイントが上がりますよという部分においても、費用の発生を必要とするものもあります。例えばコンビニにおいて納税できるとか、例えばそれはポイントとして確かにあるんですけども、尾鷲市でそれを実施して手数料をお支払いして収納率のアップにつながるかというのと、相当に厳しいんじゃないかな。それにかかる経費を考えると、それも配点もあつたとしても、そのポイントとしてありますよというだけで、それを、例えば300万かけたから300万円分のお金をくれるという制度ではないんです。ポイントとして何ポイント加算されますと。それで、県全体で加算ポイントとして高いポイントのところから配分が決まっていくという制度なんですよ。

それで、やはりどうしてもそういう部分、先ほどの極端な例として出させてもらったのもあるんですけども、都市部において有利となるような制度に加算され

ている部分、それから、やはり過疎地域において実施したら効果が上がるような部分というようなところで振ってはいいただいているんですけども、全てのポイントに私どもが手を挙げにいけるかというのと、やはりかかる経費のことがございますので、選択しながら、効果の高いようなものを選択しながらその事業に乗っていくという中で特別交付金をふやしていくという作業をしております。

そうなると、なかなか急には、ぼんとふえると、経費が一緒に上がるという部分があって、こういう財政見通しを立てるところにおいては、努力はやっていく必要があるんですけども、経費を一緒に見られるかというのと、なかなか難しいと。

それから、毎年毎年、やはり平準化した施策についてはどこの自治体もやっているんだから、ポイントの加算はなしになりますというのがあるんですよ。今年度ポイントの加算があるから3年後もあるかというのと、そういうわけでもなくて、やはりやった業務が皆さんやっているということになると、加算ポイントとしてはどんどんポイントが下がっていったりなくなったりというのを繰り返しながら特別交付金というのが成り立っておりますので、現状において税率を下げるほどの効果のあるものを見出せないというのが現状です。

- 奥田委員　今の課長の話を聞いていると、非常に寂しくなってきましたよね、本当にね。だから、三重県でも都市部と過疎地との差がどんどん広がってくるような感じがしますよね。だから、やっぱり都市部は財源もありますから、新しいことができるから、どんどんポイントがついてくると。お金のないところは新しいことができないから、そういう意味で、どんどんポイントもつかないし、現状でもだめなんでしょう。新しいことをやっていないと下がっていくということですからね。非常に苦しいですよ。だから、そういう意味ではやっぱりある程度のお金を、基金を積んでおくことは大事ですよ。ぎりぎりの財政運営をしておいたらあかんということなんですけどね。

ただ、課長に申し上げたいのは、4月から値上げするということがあれば、こういうこともきちっと、一般会計の繰り入れも無理なんですと。県からの交付金ももう今ふえる要素もないし、これは上げざるを得ないという説明をしっかりとくださいね、これは。じゃないと、僕らのほうに来ますからね。市民の方々のいろんな文句というのは僕らのほうへ来るんですよ、議員のほうに。だもんで、その辺をしっかりと頼みますよ。これはもうあんまり時間がないことですからね。

- 宇利市民サービス課長　やはり周知については、私どもとしても本当に精いっぱいやらせていただきたいなと思っております。やはり納得していただくために情報

をこちらのほうからお渡しして、現状を理解していただくと、それしか手がないのかなというふうに考えておりますので、今奥田委員さんが言われたように、極力たくさん情報を提供させていただくということに努力させていただきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長　　よろしく申し上げます。

他に。

○楠委員　　今、課長のほうからいい話が出たのは、いわゆる北勢地区のほうのある一定の人口をカバーできる、20万人近くいるような市とこちらの南部地域みたいに人口が少ないところと格差があるのはわかっているんですけど、それであれば、インセンティブを受けられるメニュー、最終的な限界もあるかもしれないけど、そういうメニューをやってインセンティブを受けているのかどうかというのもやはりしっかり精査して、費用対効果を見て、これなら手をつけていいなというところも一度ちゃんと整理したやつを、時間がかかって、また余計な仕事になるかもしれないけど、そういうところを調査した上で見せていただいて、こういう取り組みができるんじゃないかとか、そういうところもしっかりあっていいんじゃないかなと。

あれをやってもだめ、これをやってもだめだったらもうどうしようもないので、そうじゃなくて、ほかの市がどういう取り組みをしているのか、それも比較して、私たちが出かけて調べてくればいいんですけど、そういうことではなくて、執行部のほうも、こういう観点で考えたら、費用対効果で見たら、尾鷲市としてはこれは無理です、これは行けそうですとかと、そういうところをたくさんメニューを拾って業務をしていくのが一番いいんじゃないかなと思いますので、いかがでしょうか。

○宇利市民サービス課長　　今楠委員の言われたことは、逆に言うと、私どもとしても県にこういうようなメニューをポイント加算として入れていただけないかとか、そういう取り組みも含めて、若干ですけれども、過去もやらせていただいたんですけども、今後どんどん、とりあえず私どもでよそからお金が持ってこれるのはこの部分だけなものですから、何とか努力して、今よりたくさん交付金に来るようにこちらからも県に働きかけたり、過疎地域ではこういうような事業にポイントを振っていただけると、やはりそれも評価のポイントとしてほしいという、過去にもやったことはあるんですけども、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長　　他にございますか。

○南委員　　国保の値上げというのは市民生活が直接圧迫されるものですから、やは

りそういったのは事前に市民に対しての情報を開示して、国保審議会も恐らく近々開かれるとは思いますが、議会のほうにも本当にその都度開示していただくよう強く要望したいのと、それと、応能、応益の話もわかるんですけど、後から病院のほうの新改革プランの中でかなりの収益が上がるような感じで上がってくるんですけども、やはり病院の収益が上がるということは、国保の加入者は負担がふえるということなんですわね、当然。そういったことも加味して上げていかないかということ、僕なんか、以前よく議会へ上がったころは、昭和の初め、病院がもうけたら国保が赤字するんですというようなことを説明を受けて、あのときは国保会計はかなり大変で、2カ年にわたってかなり上げたという、昭和60年代だと思うんですけど、そういった病院の収益が上がるとう必ず国保が圧迫するということですので、この計算上でもよりか多か、今課長が十五、六%というの、値上がりになるんじゃないかというような予測をされたんですけども、23年度の時並みに、僕、もっと上がっていくんじゃないかなというような気がするんですけども、できる限りしっかりした数字をはじいて、新たにまた提示してもらわな。病院の関係というのは、かなり大きく影響すると思うもので、そこら辺についてはどのような数字ではじいておるのか。

- 宇利市民サービス課長 毎年度の保険給付費というのがあります。それについては全額県のほうからの普通交付金なんですけど、交付金という形で全額担保されるわけなんです。しかしながら、私ども尾鷲市で使った給付費というのは、データというのが県のほうへ行って、県全体の医療給付費の中のパーセンテージが上がれば、将来的には、将来的というのが2年先なのか3年先なのかわからんですけど、そこは今現状明かされていないものですから、その部分について、今度は納付金という形で負担が尾鷲市に返ってくるという制度なんです。

そういう形になっておりますので、それで、県全体に占める尾鷲市の給付の割合というのが大体1%というところがあるものですから、すぐに、例えば年間5,000万上がったから、来年度の納付金が5,000万上がるというものではないというふうには考えているんですけども、長期的に見たら、今南委員が言われたように、その伸びというのは当然反映していく必要が出てくるかなというふうには考えています。

- 南委員 当然国保会計が三重県に一元化されたということで、そういうように受けとめるんですけど、以前ではまともに来ておったでね、すぐに。そういった意味で、県におんぶにだっこじゃなしに、やはり紀北町と尾鷲市というのは1人頭の医

療費が高いでしょう。38万、県下平均よりか高いと思うんですけども、そういった意味も十分加味して数値ははじいていただきたいと思います。ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

なければ、課長、国保税を23年に改正してから、来年度見直しということですけども、国保運営協議会のほうでこの見通しの中でそういう議論があったと思うんですが、その辺のところをちょっと委員会に説明していただきたいと思いますけど。

○宇利市民サービス課長 国保運営協議会なんですけれども、ほぼ同じ内容の資料を用いて、現状尾鷲市の国保財政の現状及び今後については、国保税を上げざるを得ないというふうに考えておりますという中で、税率改定に向けての諮問をさせていただいて、答申をいただきたいという話をさせていただいております。

その中で出た話としては、やはり厳しい意見の中では、初めから税改正ありきの話なんじゃないかという意見があったり、現状を以前からある程度尾鷲市の国保財政の厳しさを御理解いただいている方の中には、従前から聞いている話の延長なので、タイミングがこの年になったのかなというような意見であったりとかという内容で、特にこれを認めないというような意見は現状においてはいただいております。

○三鬼（孝）委員長 わかりました。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければ、これで市民サービス課に係る議案の審議を終わります。

10分間休憩します。

（休憩 午前11時06分）

（再開 午前11時14分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を開会いたします。

それでは、福祉保健課に係る議案45号、議案51号、議案52号、議案53号、議案56号の審査をする前に説明を求めます。

○内山福祉保健課長 福祉保健課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。

議案書4ページをごらんください。通知をさせていただきます。

本年10月1日より実施予定となっております幼児教育・保育の無償化に関連し、本年5月に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律において、支給認定等の略称が改正されたことに伴い、本市条例におきましても使用されている略称について改正するものでございます。

関係条例といたしましては、一つ目として、尾鷲市保育所条例の一部改正、二つ目として、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正、三つ目としまして、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正でございます。

改正点につきましては、支給認定を教育・保育給付認定に改め、支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改め、支給認定子供を教育・保育給付認定子供に改めるものでございます。

次に、議案第51号、尾鷲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

20ページをごらんください。通知をさせていただきます。

本年3月に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、同基準に準拠している本条例の一部を改正するものでございます。

改正点につきましては、指定都市においても放課後児童支援員認定資格研修を実施することができるとするものでございます。

また、学校教育法の改正に伴いまして、専門職大学制度が創設され、専門職大学の前期課程の修了者を短期大学の卒業者と同等の者として取り扱うための改正をされたことに伴いまして、本条例の該当箇所につきましてもあわせて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第52号、尾鷲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本年3月に家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布され、また、本年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、本条例の該当箇所につきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正点につきましては、家庭的保育事業者等による卒園後の受け皿の提供を

行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めたときは、連携施設の確保を不要とするもの、また、附則第3条の連携施設を確保しないことができる経過措置の期限を10年とするものがございます。

次に、議案第53号、尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本年6月に災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものがございます。

改正点につきましては、まず第1点目として、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められる場合には、償還金の支払い猶予が可能であることを明確化したこと、2点目は、新たに破産手続開始の決定または再生手続の決定を受けた場合に、償還免除の対象としたこと。3点目は、償還金の支払い猶予や償還免除するか否かを判断するに当たり、市町村に資産、収入等を調査する権限を付与するというものがございます。

以上で議案45号、51号、52号及び53号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決についてのうち、福祉保健課に関する予算について、予算書に基づき御説明いたします。

まず、歳入から御説明いたします。

予算書の10、11ページをごらんください。通知をさせていただきます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金354万5,000円の増額につきましては、1節社会福祉負担金162万7,000円の減額で、障害児施設措置費国庫負担金162万7,000円の減額でございます。

○南委員　もうちょっとゆっくり読んでくれる。

○内山福祉保健課長　わかりました。

このことにつきましては、歳出と関連しておりますので、歳出のところで改めて御説明いたします。

次に、2節児童福祉負担金30万6,000円の増額は、児童保護措置費及び児童手当国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3節生活保護費負担金486万6,000円の増額は、医療扶助費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、2目衛生費国庫負担金1万2,000円の増額は、1節保険負担金1万2,000円の増額で、未熟児養育医療費等国庫負担金の前年度精算金で、実績に基づ

く追加交付でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金168万6,000円の増額は、3節生活保護費補助金168万6,000円の増額で、生活困窮者就労準備支援事業等補助金168万6,000円の増額でございます。

これは、生活保護制度の改正に伴う生活保護システムの改修によるものでございます。

12、13ページをごらんください。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金68万1,000円の減額は、1節社会福祉負担金81万4,000円の減額で、三重県障害児通所給付費等負担金81万4,000円の減額でございます。

このことにつきましても、先ほどの国庫負担金と同様、歳出と関連してございますので、歳出のところで改めて御説明いたします。

次に、2節児童福祉費負担金13万3,000円の増額は、児童保護措置費及び児童手当県負担金の前年度精算金で、実績に基づく追加交付でございます。

次に、3目衛生費県負担金6,000円の増額は、1節保険費負担金6,000円の増額で、養育医療給付事業等負担金の前年度精算金で、これも実績に基づく追加交付でございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、1目雑入353万7,000円の増額は、3節民生費雑入353万7,000円の減額で、社会福祉協議会の地域支援事業の実績に伴う前年度の精算金でございます。

次に、歳出でございます。

18、19ページをごらんください。通知をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費20万2,000円の増額は、細目在宅援護事業20万2,000円の増額で、現在社会福祉協議会が実施している療育教室を、現在と申しましたのは、昨年度社会福祉協議会が実施しておりまして、今も現在引き継ぎの関係で社会福祉協議会が実施、行っているという状況でございます。この9月まで社会福祉協議会が実施、行っていたという状況でございますけれども、10月から尾鷲市と紀北町で実施するための費用ということでございます。

療育教室につきましては、昨年度までは障害児等療育支援事業として、県の委託金、尾鷲市及び紀北町の補助金により社会福祉協議会が事業を行ってまいりました。しかしながら、本年度からは、三重県の障害児等療育支援事業の改正に伴いまして

事業継続が困難となったため、先ほど歳入で御説明いたしました障害児施設措置費国庫負担金及び三重県障害児通所給付費等負担金を活用する事業計画案を提示させていただきましたが、昨年度から社会福祉協議会さんと協議を重ねた結果、療育教室運営における収支の採算性や事務局体制の関係等から、本年度から療育教室の運営を行っていただくことができなくなりました。

そのため、4月から9月までの6カ月間につきましては、尾鷲市、紀北町2市町への引き継ぎ期間ということで、社会福祉協議会に運営を行っていただきまして、10月からは尾鷲市、紀北町の2市町で運営を行うことに伴うものでございます。

歳出の報償費15万5,000円の増額につきましては、療育教室運営に伴う保育士及び言語聴覚士に対する謝礼でございます。

需用費3万4,000円及び役務費8,000円の増額につきましては、運営に伴う消耗品費及び傷害保険料でございます。

負担金、補助及び交付金5,000円の増額につきましては、松阪市以南の自治体で組織する三重県南部医療的ケア地域支援連携会議分担金でございます。

次に、3目自立支援給付事業993万6,000円の増額は、細目介護給付・訓練給付費993万6,000円の増額で、扶助費325万5,000円の減額は、先ほどの療育事業で御説明しましたとおり、事業者における療育教室の運営が行われなくなったことに伴う放課後等デイサービス給付費及び児童発達支援事業費の減額でございます。

償還金、利子及び割引料1,319万1,000円の増額につきましては、介護給付・訓練給付費に係る前年度の精算金でございます。

次に、4目老人福祉費41万8,000円の増額は、細目老人福祉一般事務費41万8,000円の増額で、事業費41万8,000円の増額は、聖光園居室扉修繕等でございます。

20、21ページをごらんください。

次に、8目介護保険費859万5,000円の増額は、細目地域支援事業（総合事業）859万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料859万5,000円の増額につきましては、地域支援事業（総合事業）に係る前年度の精算金でございます。

次に、10目生活困窮者自立支援事業費30万4,000円の増額は、細目生活困窮者自立支援事業費30万4,000円の増額で、償還金、利子及び割引料30万4,000円の増額につきましては、生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担

金の前年度の精算金でございます。

次に、2項児童福祉費、2目児童措置費44万円の増額は、細目母子生活支援事業44万円の増額で、償還金、利子及び割引料44万の増額につきましては、母子生活支援施設入所措置費の国及び県負担金の前年度の精算金でございます。

次に、3目母子福祉費60万6,000円の増額は、細目児童扶養手当給付事業15万3,000円の増額で、償還金、利子及び割引料15万3,000円の増額につきましては、児童扶養手当国庫負担金の前年度精算金でございます。

次に、細目母子家庭自立支援給付金事業45万3,000円の増額は、償還金、利子及び割引料45万3,000円の増額で、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金の前年度精算金でございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費313万5,000円の増額は、細目生活保護一般事務費313万5,000円の増額で、先ほど歳入で申しましたが、委託料313万5,000円の増額につきましては、生活保護制度の改正に伴う生活保護システム改修委託料でございます。

22、23ページをごらんください。

次に、2目扶助費1,799万8,000円の増額は、細目扶助費1,799万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料1,799万8,000円の増額は、生活扶助費及び介護扶助費国庫負担金の前年度の精算金でございます。

次に、4項地方改善事業費、1目地方改善事業費18万8,000円の増額は、細目隣保館運営事業18万8,000円の増額で、償還金、利子及び割引料18万8,000円の増額につきましては、隣保館運営費補助金の前年度の精算金でございます。

次に、4款衛生費、1項保健費、3目保健普及事業費27万5,000円の増額は、細目母子保健事業27万5,000円の増額で、償還金、利子及び割引料27万5,000円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金の前年度の精算金でございます。

以上が福祉保健課の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算の(第3号)の説明でございます。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

福祉保健課に係る5議案の説明が終わりましたので、まず、議案45号の質疑に入ります。御発言願います。

○小川委員 45号は保育所のやつやった。条例やね。

その保育所、保育料ですかね。あれの金額というのはこれに載っていないんですけど、載っているのはあれですか。保育料に関する条例の5条か6条の規則ですか。それで定められるんですか。

- 内山福祉保健課長　保育料の金額の規定につきましては、もともと尾鷲市保育所条例というところで、規則で定めるところの保育料としなければならないという条例がございます。それと、もう一つ条例としまして、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例というところでも、規則で定める額を徴収するという表現で規定しています。

その規則については、尾鷲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則というところで、規則で定める金額については別表第3、別表第4ということで、その別表のほうで金額を規定しておりますので、そちらのほうの改正を今回の無償化に伴って改定を行っていきたいと、このように考えています。

- 小川委員　それで、全ての3歳児から5歳児までが無償になるということで、その基準なんですけど、3歳児の基準というのは9月30日に3歳になっておる子が基準になると思うんですけど、それを過ぎて、10月2日とか11月に誕生日を迎えるお子さんというのは、誕生日から無償化になるのか、それとも、4月、新年度になるのか、それはどうなんでしょうか。ちょっと聞かれたものですから。

- 内山福祉保健課長　3歳児になった後の4月1日から適用ということでございます。

- 小川委員　それと、ちょっと参考までにお聞かせ願いたいんですけども、現在尾鷲市では、保育料は第2子が半額ですかね。それで、第3子が無償化となっておりますけど、これは今、国の補助金で全額今回出るみたいですけど、2年目からたしか国が50%、それから、市町が25%、県が25%。国から来るのは交付税措置されるということなんですけど、本当にくれるのかどうかもわからんような状態で、今の25%を負担するということに関しまして、今の状況から比べて、比較した場合にどうなのかなと思って、尾鷲市の負担がふえるのか減るのか、どうなんでしょうか。

- 内山福祉保健課長　もともと保育料につきましては、公定価格ということで、国が定めた基準がございます。尾鷲市の保育料については、国が定めた基準よりも少ない額で設定をしております。ただし、少ない額で設定したその基準と尾鷲市の保育料とのすき間の部分については尾鷲市が単独で補助しておりますので、その単

独で補助している部分についても、国、県がその分をひっくるめた形で来年度から補助金として交付されることとなりますので、そのすき間の分について尾鷲市は負担が減るということをごさいます。

○小川委員 無償化になるにつれて保育所に通わせる児童がふえると思うんですけど、お子さんが。マックスで3歳児から5歳児がみんな保育所へ行った場合、その場合のシミュレーションとか、どれだけ現在と今の状態と比べて負担がどうなのかというのはどうなんです。わかっていますか。

○内山福祉保健課長 今回の保育園の定員につきましては、400名という定員でございまして、今まだ定員には達していないんですけども、例えば無償化に伴って3歳児から5歳児の方が希望されて入園される場合には、ある程度一定の予定はあるんですけども、ゼロ歳から2歳の方が応募してきた場合には、定員のあきが、あんまりすき間というか余裕がございません。

これはなぜかといいますと、3歳から5歳児の方については、園児何名に対して保育士が何名要るかというのが30対1の割合なんですけれども、ゼロ、2歳についてはもう少しこの保育士が手厚い人数の対応でなければならないということから、まず保育士の確保が困難であるといったことから、今の定員から見るあきの人数、それから、保育士さんの採用の数の問題といったことで、3歳から6歳についてはある一定の余裕はあるということで、ゼロ、2歳はそんなに余裕は余らないという状況でございます。

○三鬼（孝）委員長 他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第45号の審査を終わります。

続きまして、議案第51号の審査に入ります。

御質疑がある方は御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 議案第51号の審査を終わります。

続きまして、議案第52号の審査に入ります。

御質疑がある方は御発言願います。

○野田委員 この尾鷲市家庭的保育事業というのは、尾鷲であるんですか。済みません、こんな質問で。

○内山福祉保健課長　　この尾鷲市家庭的保育事業と申しますのは、待機児童の受け皿をつくるという目的で国が定めたものでございまして、今尾鷲市にはそういった施設というか、ありませんが、内容としては、保育者の居宅とかその他の場所で行われる小規模の、異年齢、違った年齢の方の保育ということで、市町村の認可を受けた場合に公的保育として認められるところではございますけど、尾鷲市には現在ございません。

○野田委員　　ありがとうございます。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、次に、議案５３号の質疑に入ります。御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　ないようではございますので、議案５３号の質疑を終わります。続きまして、議案第５６号の審査に入ります。

御質疑がある方は御発言願います。

○奥田委員　　１８ページ、１９ページのところなんですけど、療育のところですね。一般質問をさせていただいたんですけれども、ただ、これは９月まで社協がやりますよね。１０月から事業主体が変わって、尾鷲市、紀北町がやるということなんですけど、ただ、これまで、今年度に入って、社協がもう９月いっぱいだよというような話が結構あったみたいで、１０月から知りませんよと。そういう話が結構あったみたいで、ですので、私が一般質問させてもらって、市長や課長からも、１０月以降も引き続きサービスを低下させない形でやっていただけるという話がございましたけれども、ただ、それでも利用者の方々は不安がっているんですよ。本当に尾鷲市がきちっとやってくれるのかなと。きのうもそうなんですけど、きのうもちょっとLINEが入ってきて、メールがありまして、まだ不安だという意見があるんですけど、本当にこれは大丈夫なんですよ。

○内山福祉保健課長　　そもそも４月から９月までの引き継ぎ期間ということで、ずっと同じ体制でやってもらってまして、１０月以降の体制については我々尾鷲市と紀北町が主体となるということで、保健師とか保育士が体制に加わるということで協議を進めてきたところなんですけれども、それに加えて、今現在も社協さんの常勤職員さんとパートの職員さんで運営していただいているんですけども、パートの職員さんについては、今回の先ほど説明しました報償費のほうで予算化をさせ

てもらっていて、常勤の保育士さんも、保護者の方が引き続きこの教室にかかわっていただくとありがたいと、かかわってくれんと不安だというような声を聞いておりました。ごく最近になってから社協のほうから、これまでも協議は重ねてきたわけなんですけれども、その常勤の保育士さんについても、これまで開催していた10教室全ての教室において派遣をしていただくということで承諾をいただいておりますので、何ら昨年度、また、あるいはこの9月までと同じ環境の中で療育をやっていただくと。ただ、違うのは実施主体が今後は尾鷲市と紀北町が実施主体で、昨年度までは社協さんが実施主体であったと、ここの違いだけでございます。

○奥田委員　よくわかりました。それなら、その常勤の保育士さん、専門家の方も引き続きこの療育教室10教室全て派遣していただけるということですね。よかったです。

ただ、私はいまだに理解できないんですけど、この予算書を見る限り、自立支援給付事業の扶助費325万5,000円、これは国、県の給付費でありますけど、補助ですよ。これは紀北町も同じぐらいあるということなので、300万ぐらいね。600万以上ですよ。30年度までは県の委託金があったということなんやけれども、せっかく給付費として600万以上の予算をとって、この31年度。それを使わないというね。非常にもったいないなと。あと単費でこれ、やらの、在宅援護事業として単費でやらのあかんわけでしょう。そこのところを僕は社協さんも考えてほしいなと思うんですけどね。さっきも課長が、さっきは採算部分と、これは一般質問のときも言われていましたけどね。採算が合わないからとか、事務局の体制がどうの、組織の問題だと思えますけど、それを理由に、でも、1億行っているんですよ、尾鷲市からお金が。補助金が5,000万、委託料も5,000万以上行っておるわけですよ。

それで、確かに30年度までは県の委託料、尾鷲市の委託料、紀北町の委託料も含めて800万ぐらいあるんやけど、若干そういう国や県の別メニューでもらっておるのはちょっと減るんですけど、それが本当に理由なのかという気がしてならないですよ、これは。ほかの理由があるんじゃないかという勘ぐった見方をしてしまいますよ、どうしてもね。ほかの理由があるんじゃないかと。

だって、これを否定してしまうと、障害者福祉の入り口ですよ、療育なんてね。これをやらないということは、もう障害福祉を社協はやらないということですからね、本当に。放棄するのかと。福祉をやらないのかと、社協が。やらないんだったら、1億以上もあっちへお金をやっているんだったら、もう尾鷲市がやったらい

話ですからね。僕は前から言っているように、地域包括支援センターでも尾鷲市がやってもいいんですよ、これは。尾鷲市がやるべきだと僕は前にも言ったことがあるんですけど、尾鷲市がリーダーならね。あっちに行っているから、委託しているから、一生懸命やっているとしますよ。やっているけれども、動きが見えない。チェックもできない、我々も。だから、尾鷲市がやったほうが僕はいいんじゃないかと思っているんですけど、本当にこれは、障害者福祉もやらないんだったら、いっそのこと尾鷲市が直接やったらいいですよ。僕はそのぐらいのことを思っていますよ。絶対おかしい、これは。これは、さっき申し上げたように採算とか事務局体制とか言っていますが、本当にそれだけなのかと。ほかの理由が僕はあるんじゃないかと勘ぐってしまいますね。

だから、僕は社協さんにも申し上げたいんですけど、本当にホームページを見ると立派なことを書いていますよ。結いでしたか。障害者福祉をきっちとやりますと、何でも相談してくださいとうたっていますよ。うたっているにもかかわらず、こういう療育事業から撤退するというのが、僕は意味がわからない。全くわかりませんね。

だから、事務局長と何回話しても僕は納得いかないんですけど、ちょっと事務局長は、僕は私物化しているんじゃないかという感じもするんですけど、社協を。僕はそう感じています。やっぱり社協なんだから、社協としての役割というのはあるわけですから、そこを僕ははき違えないでほしいなと思うんですけど、この療育の事業も本当に、尾鷲市、紀北町がこれから10月、やるということなので、しっかりやってくださいね。よりよくなったと言われるようにやってくださいよ。よりよくなったと。課長、どうですか。

- 内山福祉保健課長 療育を行う上で我々が一番重要視しているのは、その通っていただくお子さん、保護者の方が安心してどうやって通っていただけるかと。これまでの環境といかに変わらずに来ていただけるかということのを重要視していますので、その辺については十分、市と町が実施主体となったことから、尾鷲市のマンパワーも生かして、保育士さん、保健師さん、そういったところでもサポートしていくという形をとりたいと、このように考えています。
- 三鬼（孝）委員長 他に。
- 仲委員 一応関連なんですけど、19ページの。昨年度までは委託料、今回は扶助費、それで、これが4月から9月分の経費を除いて、10月以降を減額するという意味でとったんですけど、10月以降は紀北町と尾鷲市で療育をやっていくとい

う一般質問の回答もありまして、今の質問があったんですけど、社協さんのほうから今まで常勤の方が派遣されるというお話なんですけど、その派遣される社協さんの今までは委託料とかあれで人件費があったはずなんですけど、派遣の費用はどう考えておるんですか。

○内山福祉保健課長　派遣については、もともと尾鷲市から社協さんに対しては社協の総務管理部門の人件費というのを、人件費とか賃金も含めて4,700万程度お支払いしているんですけども、その人件費の配置とかのやりくりをして、その補助金の中でこの半月間については納めていきたいということでお話しさせてもらっていますので、その補助金の中でやりくりをさせていただくというような協議を今しているところでございます。

○仲委員　30年度までは委託料で、半期については補助金で、今回は管理費の運営費の中に入っておるのでやるということであれば、逆にほかの事業がなくなったということになるんですけど、それは社協さんとの話し合いの中でうまく協議ができたんですか。

○内山福祉保健課長　社協さんのほうの人件費については、市から出す総務管理部門の人件費と、それから、委託をしている委託事業の中での人件費で賄うというやり方をしているんですけども、今回総務費に関連する人件費を抑える形で、今回のこの派遣に伴う人件費を充てるということで話をさせていただきました。

○仲委員　ちょっと納得いかんところがあるんですけど、今回は急遽半月の部分ですから、言うたら来年度予算については十分協議の中で納得いくところで進めていただきたいと。あくまで社協の部分でいろいろ補助金とか管理委託とかありますけど、指定管理も外れた中で、やはりそこら辺は精査した中で支払うべきものは支払う、やっていただくものはやっていただくというようなことでやっぱり区別する必要があると思いますので。

以上です。

○村田委員　関連して。これは奥田さんのちょっと過激な意見があったんですが、私は全くそのとおりだと思うんですね。私物化ということはどうかなとは思いますがけれども、ややそういう傾向もあるのかなという感じがいたします。

市のほうから予算が出て、結局やることは社協が勝手気ままというか自由にやっておると。そのチェックすらできないと。市のほうに報告もあんまり来ていないというような状況で、例えばの話、これはやり手がないということもあるんでしょうけれども、理事長ですか、会長なのか。会長はあれでしょう。

(発言する者あり)

○村田委員 事務長か。事務長とか、職員の任期を勝手に知らんうちに延ばしてしまっただけというようなことも事実としてあるわけなんですね。それはいろんな事情があって伸ばしたんでしょうけれども、上の市に何にも連絡もない、市の幹部も何も知らないというようなことがあったということをおもこの間知ったんですけれども、これははっきり言ってゆゆしき問題で、その辺のところは徹底的にチェックをしろというのじゃなくて、これは社協の自主性に任せておるとはいえども、最低そういったところははじめをつけて、やっぱり上部の市に連絡をしてくれるというようなことがあっても私はいんじゃないかと思うんですね。その辺、課長さんはどう考えておられるのかわかりませんが、市長にもこの間お話をしたところなんですけれども、その辺はどうでしょうかね。

○内山福祉保健課長 社協さんは社会福祉法人という民間の団体でありますけれども、半分民間でありながら半分は公的な機関ということで、業務についても市の委託事業を受けていただいております。しかも、市から補助金も人件費も出させてもらっている。そういったことをトータル的に踏まえますと、そういった組織の問題でも、特に大きくかかわるような重要な問題については当然市のほうにも今後報告いただきたいと、このように考えています。

○村田委員 じゃ、それは社協のほうに伝えてくれていますか。

○内山福祉保健課長 今おっしゃられたことに対する今後の報告については、まだ私は話してございませんが、早速そういったお話をさせていただきたいと思っております。

○村田委員 議会からそういう声が強かったということをおっしゃりたい。場合によっては村田が言うておったと言っても構わんですから、やっぱりその辺のはじめというのはきちっとつけんとおかしなものになってしまいますから、よろしくをお願いします。

○三鬼(孝)委員長 そういうことをよろしくをお願いします。  
他にございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 なければ、これで福祉保健課の審査を終了いたします。  
暫時休憩します。

(発言する者あり)

○三鬼(孝)委員長 報告があったの。済みません。どうぞ。

○内山福祉保健課長 資料を通知させてもらっていいですか。この資料は、実は1

0月から保育料が無償化されることに伴いまして、私ども職員と民生事業協会の職員さんとの、保育園の保護者の方に対して8月19日から29日までかけて各保育園を回らせていただいて説明をさせていただきました。

出席いただいたのは215人中49名でございましたけれども、見えていただかなかった方につきましては、9月1日に保育園の現況届出書というのを提出していただくとなっていて、それを届けていただいたときに同じ資料でもって同じ内容を説明させてもらいましたので、保護者の皆さん方には皆さん御理解いただいたということがございます。

それから、この資料のほうについて簡単に御説明いたしますと、まず、10月から保育料が無償化されますということで、10月から3歳から5歳の方は無償化になります。それから、保育園の給食に係る給食費については、自宅で子供を育てても保育園で育てても当然この給食費はかかるので、御負担いただくこととなりますよというような説明をさせていただきました。

下の四角の表を見ていただくと、9月までは保育料については保育料の中に副食費というのが含まれていて、これは保育料としてまとめていただいております。それで、主食費というのは保護者の方に納めていただいたということで、右の表については、保育料そのものについては、3歳から5歳は無償化されると、保育料は支払っていただかなくても結構ですということですが、ただし、保育料に含まれていた副食費については、4,500円と2,600円、副食費、主食費については保護者の方に御負担をいただきたいということで、直接保育園のほうに毎月初旬のころに封筒をいただいて、10日ぐらいまでに納めていただくということで説明会をさせていただきました。

次のページでも、ほとんど内容としてはそうなんですけれども、保護者の方が保育料が無償化で、副食費、主食費を保育園に現金で納めていただくと。下の表になりますと、主食費は、これは年間2,600円、副食費は月額4,500円、これを保育園に納めていただきまして、ただし、年収360万未満相当の世帯のお子様については、副食費が免除されますという規定もございます。

それから、給食費を滞納されますと、保育園の運営に支障を来すということで、よろしく願いますというようなことも説明をさせていただきまして、特にこういった給食費等を滞納された方がもし仮にいたとしたら、児童手当から徴収することも可能という国のほうからの方針も出ておりますので、こういったことも場合によってはありますよということで御理解をいただいたところでございます。

以上、保育園での説明した内容でございます。

○仲委員 報告事項ですけど、二、三質問させていただきたいと。

御説明いただいたんですけど、これまで保護者の方からは、保育料と主食費を負担していただいていたと。つまり、副食費は固定額、運営費の中に含まれていたということですけど、10月からは主食費、副食費とも保護者負担になったということでございますが、保護者説明会で49名程度の方が見えたという中で、説明会の中での問題点とか戸惑い、または事業主体になる民生事業協会との協議の中で問題点はなかったかということについて質問をさせていただきます。

○内山福祉保健課長 まず、この説明会を行う前にその協会さんと事前の協議をさせていただきました。その協議の中については、これまで4,500円の副食費は保育料に含まれていたものですから、保育料は市が徴収するとなっていましたので、特に心配されることはなかったんでしょうけれども、10月からは直接現金で納めるといったことで、滞る方がいるんじゃないかということで、できれば市のほうで徴収をという話はございましたけれども、国の方針としましては、無償化に伴った保育料の一部として市町村が徴収する形から施設が徴収するという方に方針が示されましたので、そういった形で御理解をいただいたというふうに思っております。

それから、保護者の方からの特に御質問等は、ほぼあんまりなかったというような状況でございました。

○仲委員 副食費が4,500円ということで、これは国の基準だと思うんですけど、1点は、今後物価上昇の中で調整が出てくると思うんですわ。あくまでこれは基準ですもんで、各地によっては物価も違いますので、物価上昇があったときの副食費がアップしたときの毎年度の説明をどうしていくのか、その考え方。

もう一点は、主食費は別ですけど、副食費も事業者が、保育園が徴収すると。その中で、例えば未納、園でいえば未収となることも想定されます。その場合に児童手当等から徴収をさせていただく場合があるとここに書かれていますもんで、基本的には本来は尾鷲市が徴収すべきものを、厚生省の通達の中で保育園が代行する中で、児童手当から徴収するということについて、あらかじめ保護者との文書的な契約とか通知がなされるかどうかお聞きします。

○内山福祉保健課長 公定価格が変動した場合、今後どうされるかという御質問かと思うんですけども、公定価格については、額の変動にもよるんでしょうけど、今回も特に副食費につきましては、4,500円ということがある程度示されたときには、三重県29市町の保育園や幼稚園を運営しているところとそれぞれ29市

町がどういう考え方を持っているのかということで我々は調整をさせていただきました。調整する中で、特に大半が占める意見というところを尊重させていただいたし、今後そういったことが出てきた場合、尾鷲市独自に決めるというよりは、三重県内の市町村の考え方とか方向性と足並みを極力そろえていきたいと考えております。

それから、もう一点については、児童手当からの話ですけれども、10月から無償化になって、それから、当然副食費と主食費については、10月1日に封筒を渡して、10月10日ぐらいまでに納めていただくという一月一月のサイクルなんですけれども、児童手当が支給されるのは2月ごろでございますので、2月ごろになって滞っている方があった場合には、その方にはその申出書という形で、いわば承諾書のような形、内容としては申出書なんですけど、その申出書に記入をいただいて御理解をいただいた後に、児童手当からその分についてのお支払いをしていただくという形をとろうと思っています。

○仲委員　そこら辺が園のほうで未収にならないように十分協議をしていただきたいと。

もう一点、新聞報道によると、紀北町とか熊野市については、この副食費についても公費で賄うというような予測がされるんですけど、当市については来年度も含めてどういうふうな考え方を持っていますか。

○内山福祉保健課長　基本的な考え方を申しますと、先ほど資料でも御説明したと思うんですけども、自宅で子育てを行っていても保育園で子育てを行っていても当然食べる必要があるし、食べさせなければならないといったことから、保育園にお預けした場合の副食費を無償化するということについては慎重な議論が必要ではないかと思っておりますし、三重県下の状況も確認したいと思っております。

以上です。

○小川委員　前の委員会で説明を受けたときに、主食、どちらかが無償化になるという説明を受けたんですけど、あれは話が変わったんですか。

○内山福祉保健課長　そのときの説明は、私はどういったことを説明されたかわからないんですけど、無償化になるのは保育料ということは保育料ということだったと思うんですけど、当時も。ただし、これまでは副食費は保育料に含まれていたと。今回外出しされて負担になったというところが大きな違いかと思っていますので、副食費まで無料にするという話は、当時どういったことがあったか私は……。

○芝山福祉保健課係長　副食費の免除の話なんですけれども、360万未満の世帯

につきましては公費で負担することになっていきますので、そちらのほうの説明だと思えます。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 なければこれで福祉保健課に係る議案の審査を終わります。御苦労さんでした。（聴取不能）御相談ありますので、よろしくお願いします。

（休憩 午前 11時59分）

（再開 午後 0時00分）

○三鬼（孝）委員長 済みません。今後の各課の審査なんですけれども、あと残っているのは水産農林、教育委員会、尾鷲総合病院、水道課、商工観光課、建設課なんです。総合病院の議案が1議案なんですけれども、報告事項が6項目あるんです。そういう関係で、きょう総合病院の審査をする予定でしたけれども、報告事項が多いということで、あしたの午前中に回したいんですけど、その辺、いかがですか。

（「委員長にお任せ」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ではそのようにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（「3連休やもんで」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 連休明けに。よろしいですか。

（休憩 午後 0時01分）

（再開 午後 1時14分）

○三鬼（孝）委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、農林水産課に係る議案第54号、議案第56号、それと報告事項がありますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、最初に議案第54号の説明を求めます。

○内山水産農林課長 それでは、議案第54号、尾鷲市漁港管理条例の一部の改正をする条例について説明させていただきます。

まず、新旧対照表に基づいて説明させていただきたいと思います。通知します。

この新旧対照表のとおり、尾鷲市漁港管理条例（占用の許可）第12条の第3項における下線部分の占用期間を3年から10年に延長するものでございます。

今回の改正の理由としまして、民間活力の導入を視野に入れて、民間事業者が投

資しやすくなるよう、可能な限り長時間の占用を可能とする必要がある、さらに、増養殖場の場や漁村のにぎわいの創出の場として有効な活用を図っていくことが重要な課題となってきました。

このようなことから、国におきまして、農林水産大臣は、漁港の維持管理に関し、全国的な視点に立ち模範となる運用方針を漁港管理者に示すために、漁港漁場整備法第34条の規定に基づき、模範漁港管理規定に定めることとなっております。

今回漁港施設の占用許可の期間の定めについて、これを延長する改正を行うものでありまして、本市におきましてもこれに伴い改正するものでございます。

以上でございます。

○三鬼（孝）委員長 課長のほうから議案54号の説明がありましたけれども、御質疑がある方は御発言願います。

○楠委員 条例改正で、改正後のときの、今、3項のところですか。10年を超えることができないと。一応期限として採算とか事業の関係で10年ということなんでしょうけど、その後段のほうの、市長が特別の理由があるときはこの限りでないというところは、どういうふうな考え方をしているのか。

○内山水産農林課長 一度いろいろ申請を一回出してもらう中で、漁業者の方とかということが対象になってくると思うんですけれども、10年以上もやっぱり必要であるというふうな部分を認めたときに、そういうふうな市長が特別に認可するというふうな、許可をするというふうなことになります。

○三鬼（孝）委員長 他にございますか。

○南委員 条例的にはとやかくないんですけれども、ちょっと参考までに1点教えていただきたいのは、旧行野漁協の今の物産さんが使用しておる建物というのがあるでしょう。あれは一体どういう管理と、もともとは市が建てたと記憶しておるんですけど、今どうなっておるんですか。管理体制は、それの。それだけ。

○内山水産農林課長 あそこの倉庫につきましては、現在漁協の所有になっております。

○南委員 外湾のね。

○内山水産農林課長 はい。外湾漁協の所有となっております。

それで、建物自体は今の物産さんの所有になっておると思うんですけれども。

○小川委員 ちょっと関連しまして、ほとんど貸し付けるというのは漁協単位で貸し付けて、個人には直接は貸していないということなんですか。

○内山水産農林課長 この漁港施設全体のことでございますか。主たる案件につきましては、

漁業関係者の方が占有等をしていただいております、現在のところは。

○小川委員　　今、漁業者と言われましたけど、漁業従事者じゃなしに漁業者のほうなんやね。漁協とか組合とかそういう感じなんですか。

○内山水産農林課長　　済みません。申しわけありません。漁業協同組合員というふうなことで。

○野田委員　　この改正後と改正前でちょっと確認だけさせてください。

最高10年を超えることができないと、改正後なんですけれども、こちらのほうの旧のほうは、1カ月で工作物の設置を目的とする占有にあっては3年ということで、この括弧の部分はもう全くなかったということによろしいんですか。

○内山水産農林課長　　基本的に工作物の構築で占有する場合には3年までというふうなこと、当初一番初めは1年やったんですけど、これが伸びて3年というふうなことで改正がありました。それで、今説明させていただいたように、これから有効活用していく中では、3年では短いだらうということで、10年というふうに改正させていただきたいと考えております。

それで、期間の1カ月という部分につきましては、その簡易的な部分で、ちょっとした占有をさせていただきたいという部分については1カ月というふうなことで、ほとんど漁業者の方は毎年更新、更新で占有のほうはしてもらっていただいております。

○野田委員　　ということで、もう10年にするということですね。

○内山水産農林課長　　そうですね。可能な限り長期間の占有を可能にするという必要があるというふうなことで、国のほうもいろんな全国的な範例を見ながら考慮した中でのこの10年というふうに考えております。

○野田委員　　このプロポーザルの募集要項で、ここ、期間だけ……。

こちらは後にしますか。そうしたら、以上です。

○三鬼（孝）委員長　　議案54号、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、続きまして、議案56号、一般会計補正予算（第3号）の議決についての説明をお願いします。

○内山水産農林課長　　議案56号の令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について、補正予算書の（第3号）及び予算説明書に基づき、水産農林課に係る予算について説明させていただきます。

まず、歳入から説明いたします。通知します。

予算書の12、13ページをごらんください。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金につきましては、補正前の額4,867万8,000円に対しまして、199万7,000円を増額し、5,067万5,000円とするものであります。

内容は、2節林業費補助金199万7,000円を増額です。

これは、みえ森と緑の県民税連携事業として、新たな植えつけ地を獣害の被害から守ることにより森林の持つ公益的機能をより効果的に発揮させることを目的として、新たに森林再生力強化対策事業を設け、本事業を推進していくための補助金でございます。

詳細につきましては、歳出のほうで説明させていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、歳出について説明いたします。通知します。

予算書の22、23ページをごらんください。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費につきましては、補正前の額4,504万9,000円に対しまして、199万7,000円を増額し、4,704万6,000円とするものです。

財源内訳は、国、県支出金の199万7,000円を増額でございます。

内訳は、19節負担金、補助及び交付金の199万7,000円でございます。

内容は、森林再生力強化対策事業補助金でございます。

詳細につきましては、農林振興係長の湯浅より説明させていただきます。

○湯浅水産農林課係長　それでは、資料に基づきまして説明させていただきます。通知させていただきます。

事業名、森林再生力強化対策事業。森と緑の県民税も開始から5年が経過して、県がこれまで試験研究などを行ってきた伐採跡地の更新方法やニホンジカの効果的な捕獲方法等の成果を活用して、市町と連携を図りながら取り組んでいくことが必要であるという見直しが行なわれまして、今年度から新たにこの森林再生力強化対策事業が創設されました。

事業の目的といたしましては、鳥獣被害を軽減させ、新たな植えつけ地を獣害被害などから守ることにより、本来森林が有する土砂流出防止等の公益的機能を高度に発生、発揮させていこうというものであります。

事業の概要といたしましては、森林の再生を妨げている野生鳥獣による被害の抑制を図っていくために、防護柵などの獣害防止施設整備に対して支援を行っていくものでございます。

事業費につきましては199万7,000円で、財源内訳につきましては、全額みえ森と緑の県民税市町交付金であります。

以上でございます。

○内山水産農林課長　それでは、また予算書を通知させていただきます。

予算書の24、25ページをごらんください。

5款農林水産業費、4項水産業費、3目漁港管理費につきましては、補正前の額464万2,000円に対しまして、73万1,000円を減額し、391万1,000円とするものであります。

財源内訳は、一般財源73万1,000円の減額であります。

内訳は、12節役務費の不動産鑑定手数料の減額であります。

今回の補正は、8月5日の行政常任委員会で報告させていただいたとおり、漁港施設の利用について、等価交換を行わず、規制緩和による占用許可として進めていくこととなったためでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認賜りますよう、よろしゅう御審議よろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員長　ありがとうございます。

議案第56号の説明が終わりましたので、審査いたします。

御質疑がある方は御発言願います。

○南委員　先ほどのみえ森と緑のほうなんですけれども、新たに獣害対策で防護柵の設置と説明されたので、どこか予定箇所があるんですか、これはもう。

○内山水産農林課長　この事業費を算出する前の事業計画というのは、前年度に県のほうが聞き取りをされております。そういうふうな中から、県下全体の事業量からいろいろ考慮、案分した中で、うちのほうへ今回199万7,000円というふうな割り当て内示というのは来ております。

○南委員　その割り当ては全体的な振り分けでわかったんですけど、場所的にはもうポイントというのは、どこを予定されておるんですか、これは。

○内山水産農林課長　森林組合のほうがその森林所有者さんの植えつけ箇所、獣害防止柵を巻く箇所というのを把握しておりますので、その分を報告させていただいております。

○南委員　森林組合のほうでね。了解。

○三鬼（孝）委員長　他に。

○楠委員　交付金なのでとやかく言えないんですけど、実際に今、先ほど課長のほ

うで大体の事業計画を出して県のほうからこの補助金なりが交付されるということなんですけど、実際にこの事業費の金額を見て、どの程度できるんですかね。

○内山水産農林課長　　今回この県民税の連携枠事業、この森林再生力強化対策事業なんですけれども、まず、国補事業で獣害柵の補助を受けます。それが約68%ほどございます。残り32%について、この部分をこの県民税で支援していくというふうな形になっております。

○楠委員　　そうすると、全体の事業費としては相当あって、今言ったその足りない部分32%の該当する部分がこの金額になると。すると、総額100という数字にはなっていくということでしょうか。

○内山水産農林課長　　ただ、連携枠の県の持つ県民税の全体枠もございますので、要望してきた額に対して100%各市町村に内示が来たということは限らないと思うんですよ。100%かもわからんし、もしかしたら80%の部分の内示額であったかもわからないですけども、ただ、今回今年度につきましてはこの額で県民税連携枠としてやってほしいというふうなことでございます。

○三鬼（和）委員　　今の説明からいくと、我々ではどの事業が対象になったかというのを確認したいというわけで、これ全部森林組合にすっぽりお任せする、初めに当初予算のときに国の事業を含めてした部分から、今回のこのみえ森とを合わせても100%じゃないこともあるわけでしょう。ですので、どこまでが対象になったかという、今楠委員も南委員も一緒のことなんですわ。どこを削ってどこというの、それを全部森林組合さんにお任せなんですか。我々は決算か何かのときしかわからないわけなんですか。どうなんですか。

○内山水産農林課長　　199万7,000円分をまず森林組合のほうへ交付していきます。その分について、森林組合が把握しています植えつけに係る獣害防止柵の部分、何か所かの場所があると思われるんですけども、その部分について案分して充てていくというふうな感じ……。

○三鬼（和）委員　　だから、それはもう全て案分するにしても、森林組合にお任せということなんですか。我々、補助をもらって、これを審査するわけですので、それが適切かどうかというのを、もう少しこういうことをできないかという議論もできたらしたいわけじゃないですか、国補だけじゃなしにここの分もあるんじゃないかということ。これはもう森林組合が案分するしないにせいで、当初目的であったところから国の補助なりこういう県の交付金が来た中で案分して、それで1年の仕事にするというだけで、行政はどこまでかかわるんですか。かかわらないんですか。

○松永水産農林課主査　一応こちらのほうは、連携枠という形で、県と市が連携してという形になっていまして、補助金というか交付金としてこちらのほうに参ります。その部分を造林補助で使われた、先ほど課長が言われたように68%は国の補助で、32%を賄うという形になりまして、その32%の部分を市から、例えば森林組合さんがほとんど多分整備されてくると思いますので、森林組合さんのほうに補助として支払わせていただくという形になります。

それで、その部分の先ほど言われた案分というかそういうところにつきましては、その金額がどういうふうなものになるかによって請求があったときに考えていかなあかん部分なんですけれども、今の段階では全額いけるのではないかということ考えてはおるんですけれども。

○三鬼（和）委員　それはわかるんですけど、ただ、何を対象にどうこうしたというのを我々は審査の段階では、決算にも出てくるわけですから、したいので、それは全部森林組合にお任せするわけですか。ここにその事業の補助なり、下のところに市町、それから森林所有者、森林組合となっておるので、これは当然この予算でここここをするというのを市町がわかっていなくてはいけないことじゃないですか。その辺は当初からわかっておるんですか。どうなんですか。100%じゃないわけでしょう。1年間続いて、国の補助とこれと合わせて。それは何を事業として取り入れた、何を今回しなかったかということを含めて、それは自治体は確認していないんですか、市としては。

○内山水産農林課長　その部分の100%になるというのは、今回これからの実績でつかめてくると思うんですよね、今現時点ではなしに。この造林事業というのは、造林の仕事が終わってからの事後申請になってきますので、事後の実績に応じての補助金請求というふうな形になりますので、それに合わせての割り振りというふうな形になってございます。そういうふうな中で、森林組合がそういう実績報告等を出してくる中での今回のこの交付金の活用については、該当する事業に対して延長等、費用等に対して割り振りをしていくものと私は考えております。

○三鬼（和）委員　これは本市へ入っていますけど、ここに市町となっておるように、紀北町の部分を含めてこれは入っておるんですか。森林組合の中の尾鷲市の分なんですか。どうなんですか。

○内山水産農林課長　これにつきましては、今委員さんが言われておる尾鷲市の分もあるのかと、これは基本的にこの199万7,000円については、森林所有者、森林組合が把握しておる部分の交付金の対象になっております。それで……。

- 三鬼（和）委員　　いやいやいや、わかっておるよ。尾鷲の分かど。
- 内山水産農林課長　　尾鷲市の森林所有者の分でございます。
- 仲委員　　自分なりに整理をさせていただいたんやけど、今回の……。割り振りがあったと、今回の支出では。あくまでも補助金なんですね。補助金ですね。補助金ということは、該当したから補助申請があると、補助申請があつて、それを審査して許可を出すと。それで実績報告があるということですから、補助申請のときに対象者が、対象の場所がある程度わかって、実績報告で確定されると、それでよろしいんですね。
- 内山水産農林課長　　そのとおりでございます。
- 野田委員　　先ほど課長のほうから予定箇所を前年度に県のほうに聞き取りがあつて、ヒアリングがあつて提出したというようなことを言われておったもので、それとの関係でこういうことがちょっと我々委員としては感じてしもうたもので、それはもう関係ないんですか。今、ですから、前年度に予定箇所のある程度のリストを挙げて県のほうに提出したら、県のほうがそれを了解してくれて、なので、そこが。
- 湯浅水産農林課係長　　野田委員さんが言われたのは、あくまで来年度の見通しを立てるための要望額の調査でございます。それで、その要望額が県でまとまって、市町からどんと上がってきて、それで、連携枠部分ということでいうたら、その中で県が森林面積であるとかそういうので、事業量であるとかそういうもので割り振り内示というのを出してくるんですよ。だもんで、言われておるのはあくまで要望額の調査ということです。来年度どのぐらい使うのかという要望額の調査でございます。
- 野田委員　　先ほどの課長の説明では、ごめんね、ちょっと僕も勘違いしておる。予定箇所の前年度に聞き取りがあつて、今回いろんな市町があつても、尾鷲市はそれに承認、選択を受けて、199万7,000円というのを、10分の10をもらいましたよという話だったもので、森林組合のほうへ行ったとしても、ある程度の面積とか地番とか場所が特定した形でされるのかなと思ったんやけど、今、事後申請やということやもんで、またその場所は水産農林のほうでは特定とか確認していないということでもよろしいんやな、そうしたら。この申請と……。

（発言する者あり）

- 野田委員　　どうということですか。これは前年度と言うたもので。
- 内山水産農林課長　　今係長が説明させていただいたとおり、これは、この190万7,000円とか内示額、交付額を県のほうが算出するために、各市町村にまず

前年度に事業量の調査を行っております。その説明を今先ほどさせていただきました。それで県が全体枠、連携枠の全体事業費と全体事業量、それを各案分して、各市町のほうへ今内示をされているというふうなのがこの199万7,000円になってございます。

○村田委員　だから、今回この199万、これについては昨年申請をしたということでしょう。それで、ことしついたということでしょう。だったら、昨年申請した部分についてはどこなのかということですよ。それを三鬼委員が聞いたと思うんですよね。南さんか。だから、それをわかっているんでしょう。どこ、対象は。

○松永水産農林課主査　こちらのほうは、今細かい住所というか、そちらのほうまでは持っていないんですけれども、森林所有者のほうで想定で大体こちら辺をやるという想定がありますので、そちらのほうで何件かということで、大体それで獣害柵のメートルというか、そういうふうなのを大体把握させていただいて、それで要望というか金額を上げさせてもらって、その金額によって県から大体これぐらいが出るということで今回内示があったということになります。

○村田委員　構わんのだけど、わからんのなら後でいいんやけど、当然申請するのなら、どことどこの場所をこうするもんで、これだけのお金が必要なんですよとって申請するわけやで、だから、その場所というのは、大体でもこの辺をするんですよと。海山のどどこをやるんですよとか、尾鷲の南浦をやるんですよというところはわからんのですかと。わからんなら、後でええです。

○内山水産農林課長　済みません。またちょっと後で今の部分の資料のほうを提出させていただきます。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　議案56号がなければ、次に、3番目の報告事項、古江漁港施設用地のプロポーザルの募集についての説明を求めます。

○内山水産農林課長　それでは、資料2の古江漁港施設用地の利用について、プロポーザルの募集要項について、担当の係長より説明させていただきます。

○内山水産農林課係長　それでは、報告事項の古江漁港施設用地の利用について説明いたします。通知します。

古江漁港施設用地の利用について、今月9月2日から用地利用者の募集を開始したところでありますが、その募集要項について概略を説明いたします。

目的としましては、三重県尾鷲市古江町字二ノ前806番地の養殖用作業施設用

地を、みえ尾鷲海洋深層水を利用し、持続可能な水産業の展開、水産物流及び産地機能の強化、付加価値を高める水産物生産の振興を図り、古江漁港及び賀田湾地域での水産業の振興と地域の活性化に資するものとして陸上養殖を推進するためです。

用地の概要ですが、古江漁港養殖用作業施設用地で、面積は1,300平米です。

占用期間は、占用許可の日から原則3年間としておりますが、今回条例改正が行われれば、10年間の占用も可能となります。

占用条件や参加資格等については、募集要項のとおりとなっております。

次に、募集から占用候補者決定までのスケジュールですが、9月2日から9月30日までが参加申し込みの募集期間となっております。その後、10月7日から10月23日まで事業内容についての募集受け付けを行い、10月28日に提案審査を行う予定であります。そして、11月1日に審査決定通知を行う予定となっております。

以上です。

○三鬼（孝）委員長 以上でよろしい。

どうぞ。

○野田委員 今、占有期間が今回の条例改正で10年間が可能となりますと。10年とするじゃないんですか。可能となるという、細かいことやけど。どうなんですか。済みません、ちょっと教えてください。

○内山水産農林課長 今、可能となっておりますのは、まず、今回条例を上げさせていただきまして、承認がおりれば10年となる可能というふうな言葉を使わせていただいたんですけれども、今回変更させていただくんですけれども、承認いただければ、そのときは原則10年というふうな変え方になります。

○三鬼（和）委員 この占用条件の中に、2番かな。土地、建物についてということで、占用物件用地内にある建物は利用することとなっているということは、現存する建物があればそれを利用することと受け取れるんですけど、新たに建物等についてということは何もうたっていないんですけど、どうなんですか。

○内山水産農林課長 現在本課で所有しています建物がございます。それについては利用していただくというふうなことでこのいうふうな書き方をさせていただきました。それで、今回プロポーザルで来ていただく民間企業さんの方については、自力でつくっていただいてやってもらうというようなことになりますので。

○三鬼（和）委員 それには、占用条件というのの中にはうたっていないので、いいんですか、そういうところは募集要件の中には入れなくて。それはプロポーザル

の中で対応したら済む話ですか。

○内山水産農林課長　プロポーザルで提案説明とか等はしていただけると思うんですけども、そのときにいろんな状況等の把握をしたいと思っております。

○三鬼（和）委員　もしそのときに占用する中に建物等をした場合は、一応この建物等についても契約的には10年ごとのことになる、当然すましていただくときには建物も解体してもらおうとかということというのは入ってくると思うんですけど、更新とか云々もあろうかと思うんですけど、1回においては10年の範囲で建物とかを認めるという形になるんかね、その辺は。

○内山水産農林課長　はい。委員さんの言われるとおり、原則10年というふうな、今回認めていただければそういうふうなことで、10年間に許可していきたいと考えております。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

○野田委員　済みません、たびたびですけれども、この10年間で、ここの6ページのところの事業提案書の構成というところで、①運営する事業の実施計画書というのがあって、ずっとあるんですけれども、何をして、10年間の事業計画というものを出示してもらおうのか、そういうところはどうなんですか。今回この目的はこういう海洋深層水を利用した、どういう養殖をされるのかちょっとわからんけれども、そういうことで、当初の事業資金はこれだけとかと書いてありますけれども、規模はどれぐらいの事業をやって、販売から事業の年間の売り上げをこういう形で見込んでおるといふ、10年間の。それで、最終利益はこれだけ、ざくっと売り上げから、そういうものは要らないんですか。

○内山水産農林課長　10年は、今回漁港管理条例の中でということ、原則10年まで。なので、企業さんとしてはもしかしたら5年の可能性も出てきますよね。今回この条例につきましては、私らは3年から10年まで延ばさせてくださいよというふうな条例案でございます。企業さんはここへ占用で募集をかけてくれたときには、10年じゃなしにもしかしたら5年かもわからんし、6年かもわかりませんよね。そこはプロポーザルのときにいろいろ把握したいなというふうに思っております。それに合わせて企業さんも事業計画等を作成してくるものであるというふうに考えております。

○野田委員　ということは、改正点はよろしいですか、10年間で。そうしたら、事業計画の中で事業所先が私は5年ということ、5年の予定であるならば、5年間のそういう売り上げ規模とかそういうものの収益性はこのような計画を立ててい

ますよという部分は出していただくということですか。

○内山水産農林課長 3番のところに資金計画書及び事業収支計算書とございますので、なので、そこら辺で私らも把握したいなと考えております。

○野田委員 最後の最後に、そうしたら、5年間で、例えばですよ。最悪の場合、事業の見通しが余りよくないというようなことで、3年で終わりたいというようなことになった場合、そのときの文言というのはどこにうたわれるんですか。途中でもう事業を中止するなんていうことは、そこまでないんですか。

(発言する者あり)

○野田委員 そこら辺はうたえんのやね。ありがとうございます。

○南委員 今の説明書の7ページの4番なんですけど、特に今思ったもので、地域とのかかわりのあれについて、できるだけ地域の方々がちょっとでもメリットがあるような方向で、プロポーザルのときはそういったことに力点を置いて話し合いをしていただきたいなど、これも要望しておきますので、お願いいたします。

○小川委員 この陸上養殖をするに当たりまして、ほかの県ですと県の補助金とかがありますが、国のほうにも、ちらっと見ると、資源管理とか新しい事業に対する補助金みたいなものがあるように書かれているんですけど、新しく陸上養殖をするとき、補助金とか国のやつはないんですか。

○三鬼水産農林課長補佐兼係長 具体的な公共用地に関しての陸上養殖というのは、私どもでまだ情報というのはないと思います。国の制度改革の中での資源管理とかそういうものに対して、一定今後国のほうから施策とかメニューが提供されるということも可能性としてはあると思いますので、そこについては情報収集してまいりたいと思います。

○小川委員 ぜひ情報収集していただいて、こんな補助金がありますというので、やろうかなという人が出てくるかもわかりませんので、やってください。多分あると思いますので。

○奥田委員 今回この面積1,300平方メートルですか。貸す形になるんですよ。これは、占用料は尾鷲市漁協管理条例によるということなんですけど、前話がありましたかね。家賃というか、この占用料は幾らぐらいなんですか。

○内山水産農林課係長 条例のほうによりますと、1平米当たり1カ年につき120円ということになっておりますので、その他これらに類するものの設置、建築物、上屋や倉庫ということになりますので、1平米当たり1カ年につき120円ということになりますので、それに1,300平米を掛けた15万ちょっとですかね。

○奥田委員　　ということは、1,300平方メートルで120円なので、15万6,000円ですね。わかりました。年間187万2,000円ですね。いいです、それで。

それで、もう一点お聞きしたいんですけど……。

(「1年間や」と呼ぶ者あり)

○奥田委員　　1年間ですか。安いね、そうしたら、えらい。1年間で15万6,000円。月1万2,800円。えらい安いですね。ただみたいものですよ、そうしたらね。もっとあるのかなと思ったんですけど、そんなに安いんですか。

○内山水産農林課長　　今係長が説明させていただきましたように、今現在漁港管理条例におきましては、建築物とその他のこれらに類するものの設置は年間1平米当たり120円となっておりますので、そういうことになります。

○奥田委員　　そんなに安い。もっと僕はあって、一般財源にプラスになるのかなと思いましたが、ただみたいなものですよ。だったら余計、今までクエの養殖とかもありましたが、深層水事業ってなかなかうまくいっていない事業が多いじゃないですか。よく監視してくださいね。10年でまたこれがすぐ撤退することのないようなことはぜひお願いしたいなど。そんなに安いんですか。それだったら、いっぱい借りたいというところがたくさんあるんじゃないかなと思うんですけど。

ついでにお聞きしますが、これは9月2日に告示して公募を開始したということだけれども、そんなに安く貸してくれるんだったら、たくさんあるんじゃないですか、そうしたら。今のところ問い合わせってどのぐらいあるんですか。

○内山水産農林課長　　今のところまだ現在問い合わせがございません。

○奥田委員　　問い合わせがないんですか、まだ。9月2日、きょうはもう13日ですよ。もう10日以上たっているのに。これは30日までじゃなかったです。市長は早く急げと指示がありますと課長は本会議でも委員会でも言われていましたけど、ないの。本当にないんですか、今のところ。

○三鬼(孝)委員長　　村田委員、よろしい。

○村田委員　　これ、今、あるでしょう。用地はそれだけ安いけれども、条件としては深層水を使った事業ということに限定されるんでしょう。そうですね。

○内山水産農林課長　　そのとおりでございます。

○村田委員　　だからなかなか業者がないということなんでしょうね、そういうことからすると。ちなみに、この深層水の1トン当たりというか料金はどれだけであれをするんですか。

- 内山水産農林課長 尾鷲市海洋深層水総合交流施設・分水施設の設置及び管理に関する条例の施行規則の部分の中で、水産利用で大口分水につきましては、立米現在20円というふうになっております。
- 三鬼（和）委員 ちょっと参加資格のところを確認というか、1点は先ほど委員会で条例を審査して、10年という条例が制定されるのが今定例会の9月の終わりかな。それで、この提出期限が9月30日になって、条例が決まったばかりでもう既に9月30日が提出期限となっておるのとか、あと、新たにビジネスをやろうという人は、財務関係書類として過去3年間の事業の損益計算書とか貸借を出さなくちゃいけないということで、新規の人は、直前に法人をつくっても実績がない方はできないということになるので、ちょっとこれは参加申し込み、市の公共施設を貸すに当たっては大丈夫なんですか、この辺は。ちょっと期間もすぐやし、そういうこの条件が、例えば新規で海洋深層水の事業をやろうかなという人はできないわけじゃないですか。言うたら過去3年間の損益計算書とかそういうのが財務諸表として必要になってくるという状況の中では。
- 内山水産農林課係長 一応その過去3年間ということで設定はさせていただいておるんですけども、新たにということになりますと、そこは……。
- 内山水産農林課長 ここに、現在継続してやっていたいでいる企業さんとしては過去3年間の事業の損益計算書なり貸借対照表というふうなのを出していただきというふうなことになっております。それで、新規の部分、新たに参入していきたいというふうな方については、これはございません。ただ、その部分の把握としては、やはりプロポーザルのときに収支計画書とか資金調達とか事業概算書、そこら辺を見きわめさせていただいて検討していきたいというふうに考えております。
- 小川委員 そちらのほうには申し込みがまだ来ていないと思うんですけど、私のほうに2件ほど問い合わせがありまして、1件はハギの養殖をやりたい、ウマヅラの。もう一件は神戸の方なんですけど、ノリをやりたいというような話があるんです。まだ資金繰りがついていないので、本格的には申し込めないというような話で、今資金繰りをやっているみたいなんですけれども、これは9月30日まで申し込みとなっていますけど、期限が切れた後でも申し込みというのはできるわけなんですか。
- 内山水産農林課長 済みません。基本的には今、9月30日に切らせていただいております。今この現状のままでもしなかった場合には、これをまた延長させていただきたいというふうには考えております。

(発言する者あり)

○内山水産農林課長 それは、基本的には9月30日までですよ。9月30日までで、それで応募していただいた方にはやはりそれでこのスケジュールどおりいきます。ただ、これがなかった場合、ゼロの場合には、これでやめるのではなく、この募集期間を延長させていただきたいというふうに考えております。

○三鬼(孝)委員長 他に。

○三鬼(和)委員 さっき提出期限で聞いたのは、新規の人でもやっぱりチャンスというのかな。考えてもらうというのがあってもしかりかなと思ったもので、9月30日5時必着というのは、まだ条例ができて1週間もしないうちにとというような間のことやもので、ちょっとスケジュール的に厳しい条件じゃないかなということ今検討する余地はないんですかということ。

○野田委員 ちょっと僕、一つだけ確認だけさせてください。これは海洋深層水事業をベースにした事業ということで来てもらうということにしておるんです。商工観光課、海洋深層水の販売を取り扱っている課との連携とかというのはどうなんですか。というのは、僕はやはりこれは尾鷲市の事業として本当にまた将来よくなるかわからんという部分の中で、その横の連携でこの事業を利用したものをどのようなイメージを描くとか、そういう横の話し合いというのはされているんですか。されていると思いますけれども、何か見ておると、行き当たりばったりのような気がしてしまう。失礼なのかもわからんけれども。どっしり構えた感じで、こういう事業をやっていきますという、こういう事業をプロポーザルするんですよというようなものが、ちょっと今聞いている中で不安を感じてしまう部分があるもので、その点はどうなんですかね。

○内山水産農林課長 商工観光課のほうとは、この事業を当初打ち上げたときからずーっと同じ連携をして、このプロポーザルの募集要項につきましても2課でいろいろ意見を出し合ってつくり上げてきております。

○三鬼(孝)委員長 よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(孝)委員長 よろしければ、報告事項の審査を終了いたします。

これで水産農林課の審議を終わります。

暫時休憩……。

まだあるの。どうぞ。

○内山水産農林課長 済みません、1点報告させてください。

11月2日なんですけれども、11月2日に尾鷲魚市場で魚まつりがございます。また昨年と同様なメニューになると思われるんですけれども、また参加をよろしくお願いしたいと思います。

それとまた、文化会館におきましても尾鷲ヒノキのふれあいフェスタ、これも同時開催いたしますので、そちらのほうもまた足のほうをお運びください。よろしく申し上げます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

（休憩 午後 2時02分）

（再開 午後 2時09分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

本来なら進行表によりますと教育委員会ですけれども、教育委員会は最後に回しますので、水道部の議案第55号、議案第60号の説明を求めます。

○尾上水道部長 それでは、議案第55号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正について説明させていただきます。

水道法が改正され、水道事業者がその給水区域内において給水管などの給水装置の工事を適正に施工できると認められる者を指定する指定給水装置工事事業者制度について、現行の制度では新規の指定のみで、休廃止等の実態が把握しづらいため、工事を適正に行うための資質の保持や実態の乖離の防止を図る改善策として、指定の5年更新制が導入されました。

それに伴い、更新に際し、指定更新手数料を設定する必要があるため、給水装置工事事業者の指定の更新手数料を7,000円とし、現行条例に追加するものでございます。

以上で議案第55号、尾鷲市水道事業給水条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○三鬼（孝）委員長 水道部の議案55号の説明がありましたけど、この件について何か御質疑がございましたら御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、続きまして、議案第60号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての説明を求めます。

○尾上水道部長 それでは、議案第60号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

まず初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度尾鷲市水道事業会計予算の名称を令和元年度尾鷲市水道事業会計予算とし、予算における年度表記について、平成31年度を令和元年度と読みかえるものとしたします。

第1条、令和元年度尾鷲市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第2条、令和元年度尾鷲市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

収入の第1款水道事業収益は、帰結予定額5億1,852万7,000円に対し、補正予定額は200万1,000円の増額で、予定額を5億2,052万8,000円とするものです。

内訳といたしましては、第2項営業外収益を200万1,000円増額補正し、予定額を3,405万4,000円とするものでございます。

支出についての変更はございません。

続きまして、2ページの補正予算説明書をごらんください。

収益的収入および支出の収入ですが、第1款第2項第5目雑収益を、帰結予定額207万2,000円に対し200万1,000円を増額補正し、予定額を407万3,000円とするもので、これは、平成29年9月に棄却となりました損害賠償請求事件の第2審裁判費用に係る保険金の増額であります。

次に、3ページの予定キャッシュ・フロー計算書をごらんください。

今回の補正により、1、業務活動によるキャッシュ・フローの一番上、当年度純利益が200万1,000円の増額で、マイナス1,772万1,000円となったため、合計が1億7,271万2,000円となり、2、投資活動によるキャッシュ・フロー及び3、財務活動によるキャッシュ・フローには変更がないため、1から3までの合計となる4、資金増加額はマイナス6,033万9,000円となりました。

それを5、資金期首残高7億532万7,000円から差し引いた6、資金期末残高は6億4,498万8,000円となり、5ページの予定貸借対照表の現金預金と一致しております。

4ページの予定損益計算書をごらんください。

3、営業外収益に補正額が反映され、合計3,403万1,000円となり、下から4行目の当年度純損失が当初予算より200万1,000円の減で、1,772万1,000円となりました。

これに前年度繰越利益剰余金 3 億 5,601 万 5,000 円、減災積立金の取り崩し相当額であるその他未処分利益譲与金変動額 3,836 万 8,000 円を加えた当年度未処分利益剰余金は 3 億 7,666 万 2,000 円となります。

次に、5 ページの予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございますが、(1)有形固定資産から(3)投資その他の資産までの固定資産合計は 51 億 2,058 万 9,000 円で、変更はございません。

流動資産は、(1)現金預金は補正額が反映されまして、6 億 4,498 万 8,000 円となり、(4)その他流動資産までの合計は 6 億 6,219 万 3,000 円で、資産合計は 57 億 8,278 万 2,000 円となります。

6 ページの負債の部でございますが、(1)企業債と(2)引当金の固定負債合計は 25 億 9,845 万 2,000 円、(1)企業債から(4)その他流動負債までの流動負債合計が 2 億 6,303 万 5,000 円で、繰延収益合計 3 億 5,254 万 9,000 円を加えた負債合計は 32 億 1,403 万 6,000 円で、変更はございません。

7 ページの資本の部では、資本金といたしまして 19 億 1,064 万 8,000 円に変更はなく、これに剰余金として(1)資本剰余金合計 4,682 万円と(2)利益剰余金のうち(3)当年度未処分利益剰余金に補正額が反映され、3 億 7,662 万 2,000 円となった利益剰余金合計 6 億 1,127 万 8,000 円を合わせた利益剰余金合計 6 億 5,809 万 8,000 円を加えた資本合計は 25 億 6,874 万 6,000 円となります。

この資本合計と負債合計を合算した負債資本合計は 57 億 8,278 万 2,000 円となり、資産合計と同額となっております。

最後に、8 ページと 9 ページでは、会計処理の基準及び手続を注記として明示しております。

以上で議案第 60 号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算(第 1 号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○三鬼(孝)委員長 ありがとうございます。

水道部長のほうから議案第 60 号の説明がありましたけれども、この件について御質疑がありましたら御発言願います。

○南委員 今の予算書の 2 ページの雑収益の 201 万のことで、もう一回詳しく説明してもらえませんか。済みませんが。

○尾上水道部長 今、南委員さんがおっしゃられた 201 万円の雑収益につきまし

ては、先ほど御説明した29年度に起こされた損害賠償請求事件の2審、高裁の裁判費用です。当初、1審の着手金につきましては、54万円を保険会社のほうからいただきまして、2審の分については難しいというお話があったんですが、今回の保険会社のほうに再度留意していただいた結果、総額で200万1,840円いただくことになりました。

内訳といたしましては、当時の2審の弁護士の着手金21万6,000円、成功報酬金175万8,240円、切手とか旅費の実費分が2万7,600円で、合計が200万1,840円となっております。

○三鬼（孝）委員長 他にありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第60号の審査を終わります。

これで水道部の審査を閉じます。御苦労さんでした。

続きまして、商工観光課の予算はありませんけれども、報告事項が5件ほどありますので、よろしくをお願いします。

（休憩 午後 2時18分）

（再開 午後 2時19分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、商工観光課、報告事項5件をよろしくをお願いします。

○大和商工観光課長 商工観光課です。よろしくお願いたします。

当課からは議案等がございませんので、9月からのイベント開催に係る報告4件の内容について御説明させていただきます。

それでは、提出資料に沿って担当係長より御説明いたします。

○苫谷商工観光課係長 資料の1ページをごらんください。

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と磐座信仰シンポジウムについて御説明いたします。

熊野古道世界遺産登録15周年を記念して、一般財団法人自治総合センターのシンポジウム助成事業を受け、9月29日の日曜日、尾鷲市民文化会館におきまして、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」と磐座信仰シンポジウムを開催します。

本シンポジウムの趣旨といたしまして、古代の人々は、自然のあらゆるところに神が宿ると考え、大きな岩は磐座として大切に祭っておりました。世界遺産「紀伊

山地の霊場と参詣道」には、この磐座信仰が深く息づいております。今回のシンポジウムでは、吉野、高野山、熊野の重鎮にお越しいただき、この世界遺産の本質や、当地に残る磐座信仰や熊野古道周辺の名もなき聖地についての価値や魅力を教えていただきます。

なお、事前申し込みが必要ですが、まだあきはございますので、多くの方々の御参加をお待ちしております。

説明につきましては以上でございます。

○柳田商工観光課長補佐兼係長　それでは、次ページ、2ページをごらんください。

みえ海洋深層水フェスタ2019につきまして説明をさせていただきます。

毎年度アクアステーションにおきまして多くの皆様に御参加いただいて開催しております海洋深層水フェスタを今年度も10月20日日曜日に開催いたします。

当日はタッチプールでの魚のつかみどりや海洋深層水コーヒー、魚御飯などの振る舞い、深層水当てクイズを実施するとともに、より多くの方に深層水を利用していただけるように、海洋深層水のお試し分水なども実施する運びとなっております。

なお、初めての試みといたしまして、海洋深層水関係のミニ商談会を実施いたします。これは、海洋深層水の新たな活用に向けたPRを実施することと、海洋深層水を使用した製品のPRの両方を兼ねた事業として考えており、これまでにさまざまなかかわっていただきました事業者様へ今回のフェスタへの参加を呼びかけていくとともに、海洋深層水に興味のある市内外の事業者様へのアナウンスを実施していきたいと考えております。

以上です。

○苫谷商工観光課係長　続きまして、第34回全国尾鷲節コンクールについて御説明いたします。

3ページをごらんください。

11月10日の日曜日、尾鷲市民文化会館で行われます第34回全国尾鷲節コンクールは、尾鷲節歌い手日本一を決定する大会です。午前9時から予選が始まり、年齢制限なしの一般総合の部、65歳以上が参加する壮年の部、そして少年少女の部の3部門で出場者が尾鷲節を披露し、総合の部の優勝者が尾鷲節の歌い手日本一となります。

前回優勝者の尾鷲節披露や、太鼓、踊りのステージイベント、物産店等も開催いたしますので、市民を初め多くの方々に会場にお越しいただき、尾鷲節コンクールを盛り上げていただければと思います。

続きまして、資料4ページをごらんください。

第16回おわせ海・山ツデーウォークにつきまして御説明いたします。

熊野古道世界遺産登録15周年を記念した今大会は、11月16日土曜日、17日曜日の2日間に加え、前日の15日金曜日にせっかくウォークも開催いたします。

さらに、通常のAからFの6コースに加え、特別コース1、特別コース2も設定し、せっかくウォークを含め、3日間で市内にある熊野古道4峠を踏破することができます。

日程、コースにつきましては、資料のとおりでございます。

なお、今大会からインターネットでの申し込みができるようになり、事前申し込みの受け付けを行っております。また、当日でも申し込みは可能ですので、市民を初め、市外、県外からのたくさんの参加をお待ちしております。

説明につきましては以上でございます。

- 大和商工観光課長 以上、商工観光課からのイベント関連の報告に関する説明とさせていただきます。

なお、先ほど農林水産課からも報告があったように、11月に入りますと毎週のようにイベントが開催されます。ですので、委員の各位におかれましても各イベントへの参加や情報発信などに御協力をぜひともお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。ただいまの報告事項につきまして御質疑がありましたら御発言願います。

- 奥田委員 ちょっとお尋ねしたいんですけど、資料4のツデーウォーク、私も毎年出ているので、ことしも参加させていただきたいと思うんですけど、それで、今、インターネットで募集ということで、非常にいいことだなと思うんですけど、それで、資料3の尾鷲節コンクールなんやけれども、これは今ワンセグでも本当早い段階から毎日のように流していますけど、それだけ市長が肝いりというか気合いを入れているのかなという感じがするんですけど、ただ、今聞いていて、ツデーウォークのほうはインターネットで募集を受け付けているということなんやけど、ワンセグを聞いておると、尾鷲節コンクールは現金持参か現金書留でとかと言っていないでした。それは何ですか。

- 大和商工観光課長 当日の参加者に対する参加費ということでいただいております。

○奥田委員 たしかワンセグで言っていなかったです。申し込みは現金か現金書留で送ってくださいと。そうじゃないんですか。違う。

○大和商工観光課長 そのとおりでございます。

それで、ツーデーウォークもインターネットで申し込みをさせていただきますが、当日現金持参ということで、同じ参加費なので、そういうやりとりになっております。ただ、申し込みについてはネットを使いますよということでございます。

○奥田委員 申し込みで、ワンセグを聞いておっても、9月30日締め切りですよ。その参加費として、総合の部、壮年の部は3,000円、少年少女の部は1,500円ですよ。それについては現金持参か、商工観光課かな。持参するか、または現金書留で送ってくださいねと言われていません。

○苫谷商工観光課係長 ツーデーウォークにつきましては、申し込みはことしからネットを導入したんですけれども、尾鷲節コンクールにつきましては、まだちょっとことしネットの申し込みというのを導入できていないので、現金か現金書留で申し込んでいただくという方法をとらせていただいております。

○奥田委員 僕、そこがちょっとおかしいなと思うんですよね。これは市長の肝いりなんでしょう。尾鷲節コンクールの出場者募集をされていて、やっぱりネットでやったら簡単ですよ。それを現金持参か現金書留で持ってこい、そんなのやったら、地元の人が出てもらったらそれでいいんですかということになりますよね。でも、そうじゃないんでしょう。もともとの趣旨というのは、よそから来ていただいて、泊まってもらうと。前は2日間かけてやっておったけど、今は1日やけれども、できるだけ尾鷲に来て泊まってもらうと。それでお金を落としてもらうということでしょう。

ですから、尾鷲市民の方に出てもらうのは、それはそれで結構なことやけれども、1人でも多く出てほしいですよ。出てもらったらにぎわいますから。でも、やっぱり趣旨的にはよその方に来てもらうと。ですよ。よその方がやっぱり申し込みしやすいようにしていかないと、そういう意味では、ツーデーウォークのインターネットで申し込み、これはすごいなと。僕は今聞いていて、ええなあと思ったんですよ。だったら、尾鷲節コンクールも同じように、いつまでも現金書留、今の時代現金書留なんてあるのかなと思って、ですので、僕、伊勢のツーデーウォークなんかも申し込んで行ったことがあるんだけど、ネットで当然申し込みできたし、参加料も振り込みでできるし、当然できるじゃないですか。

それを、尾鷲節コンクールだけ、あれは僕、ワンセグで聞くたびに、市長が力を

入れている割には、現金書留という旧態依然たるやり方で、これはそれでよその人を本気で呼ぼうと思っているのか、担当課もね。いつも思うんですわ。早い段階からポスターを張るのはええけれども、雨が降るたびにポスターが剥がれてしまって、今もう張っていないじゃないですか。それで本当にええのかなという気はしておるんですけど。

だから、こういうこともやっぱりよその人を呼ぶということであるなら、しっかりツーデーウォークみたいにこういうようなネットでの募集で、振り込みでできるという形にしていかないと、いつまでも現金書留なんて、いつまでこういうことをやるのか。あんまり聞いたことがないんですけどね。

○三鬼（孝）委員長 課長、今言われておる現金書留のほか、これ、主催者……。が言っておる関係なんですか、その辺のところは。

○大和商工観光課長 実行委員会があれば、窓口は尾鷲市役所のほうになっておると思うんですけど、奥田委員さんが言われたように、確かに今どきと言われたらそうなんですけど、尾鷲節コンクールは特に会派さんへ随時案内も出すと。大体の方が何とか会に所属した方が多いものですから、会派さんには会派ごとに案内は御依頼をさせていただいておるというのもあります。ただし、広くという意味合いは当然ありますので、これはちょっと次年度に向けて変えていきたいと思います。済みません。

○奥田委員 最後にする、しつこく言うつもりはないんですけど、ただ、課長も、その会派はわかりますよ。会派さんのところへ行っていろいろ直接出向いたりするわけでしょう。紹介もするわけですよ、そうやって。それはわかりますけど、でも、会主さんにとっては、会派の会主ね。一番偉い人。会主さんにとっては、やっぱり現金書留でお金を払うよりは、振り込みにしたほうがよっぽど楽ですし、じゃないですか。今どき現金書留って。

それで、やっぱり実行委員会がこれは主催ではあるけれども、でも、尾鷲市として250万も補助を出しておるんですよ。前年はさらに30万補助をつけたわけですから、追加の。当初予算が250万あるのに、さらに。おとしはね。景気のいい話ですよ、本当。この財政難といった中で30万またぼーんと出したわけですから。そのぐらい市長が気合いを入れてやっている事業だったら、もっとこれは参加してくれる会主さんの立場に立って、もっと参加しやすいように、やっぱり現金書留って面倒ですよ、僕らもね。そこを考えてほしいなど。僕は、本気でやろうとこれは参加者を募っておるのかなと、ワンセグを聞くたびに思うんですよ。あ

んまりしつこく言うつもりはないんですけど、ちょっと考えてくださいよ、これはちょっと。

○大和商工観光課長　よくわかりますので、我々もちょっと本気を入れて、来年度にはなると思うんですが、対応していきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、報告事項の審査は終了します。

その他、ありますか。

○大和商工観光課長　その他ということで、資料もございませんが、ちょっと報告させていただきます。

10月からの消費税率の改正に伴いまして、また燃料費の高騰等が進んでおるといの中で、現在、夢古道の湯の利用料金に対する100円程度の値上げについて向こうさんのほうから出てきまして、協議をしている状況でございます。

なお、入浴料は現在600円でございますが、これは平成20年度のオープン以来さわってはおりませんと。8%増税のときもやはりとめた経緯もございます。それから、利用料金の見直しにつきましましては、尾鷲市の地域資源活用総合交流施設の設置及び管理に関する条例の第8条第2項において、温浴施設の料金は1,000円の範囲内という定めがございます。その範囲内での見直しの場合はあらかじめ市長の承認を受けるということで現在協議をしておるということをお報告させていただきます。

○三鬼（孝）委員長　特に何かありましたら。

○高村委員　そのことで、私は反対です。何でかというのと、600円でも、市内の風呂屋でも二百幾らで頑張っておるのに、900万の補助を出しておるんやで、その中でやりくりしてもらって頑張っていたきたいと思えます。

以上です。

○大和商工観光課長　我々も8%に上がったときはそういう、私もそのときに担当しておりましたので、オープンして間もない時期に上げるということは、やはりお客さんの定住にもつながっていない時期やという判断もあり、いろいろあつとめた経緯がございます。ただし、10%の増税とはいいつつも、それが全てかかってくることで、それから、あちらさんは指定管理者として企業運営をやっておる中で、その判断の上げ幅がお客さんを減らさないためというのもあると思うのでと我々は解釈しております。まだ協議中ではございますので、よろしくお願ひいたします。

○三鬼（孝）委員長　その見直しについての時期は、決定するのはいつごろなんですか。

○大和商工観光課長　もう少し協議が必要かと思われますので、向こうからの資料もまだまだ説明不足の部分があるという判断で、上げ幅の金額と、それから、いつから改正する時期についても市長の承認が必要と考えておりますので、まとも次第議会のほうには報告させていただきたいと思っております。

○三鬼（孝）委員長　よろしくお願ひします。  
よろしいですか。

○南委員　夢古道のほうは前年度の決算で255万という赤字を上げて、大きな原因というのは、やはり人口減少による入浴者の減りだということも僕も聞いておるんですけれども、今の課長からの説明があったように、条例としたら1,000円以内の範囲という条例は可決しております。ただし、やはり今の収支計算というのもやっぱり商売やで大事やで、だから指定管理料を上げたらええんやないかというわけにもいかないということで、十分、恐らく市長が認可せんことには上げるわけにはいかないと思うんですけれども、市長がゴーサインを出すまでに、やはり議会の合意形成というのもある程度は必要だと思いますので、できたら慎重に構えていってほしいなと思います。よろしくお願ひいたします。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　なければ、これで商工観光課の審査を終わります。  
続きまして、建設課を行います。

（休憩　午後　2時37分）

（再開　午後　2時39分）

○三鬼（孝）委員長　委員会を再開いたします。

建設課の報告事項が2件ありますので、よろしくお願ひします。

それでは、建設課長のほうから報告事項を説明願ひします。

○高柳建設課長　建設課でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず、報告事項の1点目、防犯カメラの設置事業についてということで、係長のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○北村建設課係長　それでは、防犯カメラ設置事業につきまして説明させていただきます。資料を通知させていただきます。

1 ページをごらんください。

防犯カメラ設置事業につきまして、6月定例会におきまして小川委員より防犯カメラの設置についての御提案があり、保護者が安心して子供たちを遊ばせることができ、児童・生徒の通学上の安全安心を確保するため、建設課、教育総務課において防犯カメラ設置に向けさまざまな設置方法や設置場所の検討を重ねた結果、今回公園に2台、通学路2台、計4台の防犯カメラを設置することとなりました。

資料2ページをごらんください。

設置場所としましては、公園につきましては中村山公園と矢の浜公園、通学路につきましては、生協病院前の地下道、尾鷲高校グラウンド付近通学路を選定しました。

選定しました4カ所につきましては、見通しが悪く死角があるところや、周囲に民家が少ない、学校からの設置要望があった場所でございます。

なお、設置方法につきましては、防犯カメラつき自動販売機を活用した方法を取り入れます。この方法は、設置事業者が飲料メーカーと連携することにより、自動販売機の売上金の一部で防犯カメラの設置費用や保守、維持管理費などの費用を賄うことから、全ての費用は設置事業者の負担であり、本市の財政負担はございません。防犯カメラと自動販売機の設置場所を提供するだけでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

防犯カメラの設置事業者ですが、今回、全国に約50団体の設置実績があり、法人が持っている設置ノウハウを活用できることから、一般社団法人安全・安心まちづくりICT推進機構に防犯カメラの設置をしていただくことになりました。中部地方での自治体では初めての導入となります。

資料4ページをごらんください。

設置に向けた今後の取り組みでございますが、協定書等の締結、自動販売機の設置場所の選定、防犯カメラ、自動販売機の設置といった順で進めていきたいと考えております。

また、防犯カメラ設置を進めていくに当たり、プライバシーの保護に十分配慮する必要があることから、防犯カメラの運用規定を策定していきます。内容につきましては、三重県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインを遵守し、既に防犯カメラを設置している他市町の規定等を参考にしながら、管理者の配置、データ操作者の配置、画像データの管理、データの利用及び提供制限などを盛り込んだ運用規定を策定し、適切な運用をしてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。

○三鬼（孝）委員長　　続きまして、熊野尾鷲道路２期工事進捗状況について、課長のほうから説明願います。

○高柳建設課長　　それでは、報告事項の２点目といたしまして、熊野尾鷲道路２期の進捗状況についてを説明させていただきます。

委員会資料の５ページをごらんください。

まず初めに、熊野尾鷲道路２期の概要から説明をさせていただきます。

熊野尾鷲道路２期は、左の位置図に赤色で示しますように、尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジまでの５．４キロの区間で整備が進められております。高規格道路の中で勢和多気インターチェンジから尾鷲北インターチェンジまでの氣勢自動車道、さらには、尾鷲南インターチェンジから南へ向けての熊野尾鷲道路、その先の熊野道路等と一体となって、本市を含む東紀州地域における広域ネットワークの構築や災害に強い道路機能の確保、地域活性化や緊急医療活動等の支援などを主な整備目的として、平成２４年度に新規事業化されたものでございます。

資料の中ほどに標準断面図を示してございますが、土工部におきましては幅員１０．５メートル、橋梁部やトンネル部におきましては全幅９．５メートルの２車線で整備が進められております。

続きまして、２番目の項目の熊野尾鷲道路２期の開通見通しの公表についてでございます。

以前議会の皆様にもタブレットにて御報告をさせていただきました内容と重複いたしますが、本年７月３１日に国土交通省紀勢国道事務所より熊野尾鷲道路２期が令和３年夏ごろに開通予定であることが公表されました。

今回の開通見通しの公表により、先ほど整備目的として説明をさせていただきましたが、東紀州地域全体といたしましても、災害時の復旧復興活動はもとより、日ごろの経済活動などへの効果も期待でき、また、令和３年９月に開催される国体でのオープンウォータースイミング競技を初めとして、輪内地区のアクセス向上も期待できるところでございます。

６ページをごらんください。

続きまして、熊野尾鷲道路２期の工事の進捗状況について御説明いたします。

こちらは、国土交通省紀勢国道事務所さんからの提供資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、延長５．４キロメートルの設計区間の中には、図右側の第１トンネルから

左側の第4トンネルまでの四つのトンネルと、同じく図面の右側の蛙又川橋から南インターチェンジ付近におきまして、やじろべえのような片持ち架設工法で工事が進められております新矢ノ川橋までの六つの橋梁が計画されております。そのルート上の地形条件の制約から、延長の8割以上がトンネルまたは橋梁の構造物の区間となっております。

図面の中で、黄色で着色された部分が完成済み、緑色で着色された部分が現在施工中の区間となっております。白色または赤色部分が未施工となっておりますが、今後順次工事に着手されるものと聞いております。

これまでにトンネルといたしましては、図面右側の第1トンネルが完成しており、現在第2、第3、第4トンネルの三つのトンネルの工事が進められております。

それぞれの進捗状況といたしましては、本年7月末現在ではございますが、第2トンネルが約10%、第3トンネルが約16%、第4トンネルが、北側を含めた延長ベースで約8割以上の掘削が完了していると聞いております。なお、第4トンネルにつきましては、北側からの掘削は完了しており、現在南側からの掘削工事が進められております。

また、橋梁工事につきましては、これまでに蛙又川橋の工事が完了し、現在四つの橋梁工事が進められております。

今後トンネルの掘削を鋭意進めるとともに、残りの橋梁工事ですとかトンネルの照明や防災、換気などの設備工事、舗装工事等が順次予定されており、令和3年夏ごろの開通を目指し整備が進められることとなります。

また、現在詳細は決まっておりますませんが、第4トンネルの工事に関しましては、工事業者の方や国交省さんにおいて、地元の大規模なトンネル工事の貫通の瞬間を市内の子供たちにも後々の思い出として心に残るよう、子供たちも参画できるような開通セレモニー等もいろいろと御検討いただいております。

そのような中、本市といたしましても、事業の推進に当たりましては、今後も引き続き協力をして進めていきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○三鬼（孝）委員長      ありがとうございます。

報告事項2件の説明がありました。何か御指摘がありましたら御発言願います。

○野田委員      第1番目の防犯カメラの設置場所の選定及び設置費用等についてということで、この話はいい話だなと思いました。素早い対応というか、非常に頑張っていたいただきましたということで、お礼を申し上げたいと思えます。

その中で、維持費用は、これはどのような形になるんですか。

- 北村建設課係長　維持費用、保守につきましては、全て設置業者の負担になっております。本市から費用を出すということはありません。
- 野田委員　これを見ると、設置費用や補修、維持管理も含めてですね。済みません。ありがとうございます。
- 三鬼（孝）委員長　他に。
- 野田委員　次、お願いします。

これについての設置の周知徹底というんですか。地区の自治会等に説明するとか、幼稚園を初め、小中学校、学校関係のほうにこのような形をしますとかという部分は、今後どのようにされるのかという周知徹底は。

（発言する者あり）

- 北村建設課係長　先日矢浜の自治会さん、そして中村山公園の中村山の第5自治会の会長さん宅へ行きまして、今回中村山、矢の浜公園に防犯カメラをこの辺につけたいんやというようなことで御説明はさせていただきました。それで、一応会長さんだけですので、また住民の方に周知が必要であるのであれば、またうちから周知文書等をつくらせていただいてお持ちして、自治会のほうで配付していただきたいというようなこともお話しさせていただいております。
  - 野田委員　この学校関係のところはどうなんですかね。この周知徹底というのは。
  - 山口教育総務課長　学校につきましては、この行政常任委員会が終わり次第報告させていただく予定となっております。先ほど建設課のほうも御報告したように、通学路等における防犯カメラにつきましても関係の自治会長さんには既に御説明させていただいたのと、あと、泉のほうにつきましては、尾鷲高校も近いということから、尾鷲高校さんにも説明をさせていただいております。
- また、小川西町のほうの生協病院前の地下道につきましては、第1保育園も近いということで、民生事業協会さんのほうにも既にお話はさせていただいております。
- 野田委員　あと、先ほど運用規定を設定するというをお聞きしたんですけれども、その運用規定の中には、当たり前のことですけれども、個人情報の件になりますので、警察等に提出する等はある程度の条件もきちっと明記した形で運用規定をつくっていただきたいと思っておりますので、一つよろしくお願いします。
  - 高柳建設課長　運用規定についても、今もう既におおむね整えつつある状況でございます。委員がおっしゃったような形の、もし万が一そういうような捜査に必要な場合のやりとりについても盛り込む予定でございます。

○奥田委員　これは、この自動販売機の売り上げの一部で防犯カメラの設置費用、保守、維持管理費全て賄ってもらうということなんですけど、防犯カメラと一緒に自動販売機をつけるんじゃないんですよね。どういうふうな形になるんですか。

○高柳建設課長　今回の事業の特徴といたしまして、自動販売機の売り上げの一部を活用して防犯カメラを設置していただき、維持管理していただくという形になります。基本的に自動販売機と防犯カメラというのは対になるものではございますが、必ずしも防犯カメラは自動販売機の上につけなくてもいいというふうなことで、自動販売機とその防犯カメラはまた違う場所に設置することも考えております。

ちなみに、その防犯カメラはこちらで紹介させていただいた4カ所でございますが、自動販売機の設置箇所につきましては、現在事業者のほうとも調整をさせていただいておる中で、我々本市のほうから事業者のほうへ都市公園を初めとする市の管理施設を中心として選定した候補地を向こうに提示させていただいたんですけれども、あくまでのその中で事業者のほうがある程度の採算性とかも考慮しながら検討しておるといような状況でございます。

○村田委員　このことについては本当に小川さんが大変尽力をしたということで、大変ありがたいなと思うんですけれども、これは今4台ですね。今後この台数の増量というのはあるんですか。

○高柳建設課長　今回防犯カメラをどのような形でつけるかということで検討した中で、今回こういうやり方を考えさせていただいたところです。その中で、本市としましてもできる限り多くの防犯カメラを設置したいということで事業者のほうと鋭意協議を重ねた結果として、今回は4台やというような形で協議が調ったところでございます。

今後防犯カメラの追加というのもあくまで事業者との協議が必要にはなつてこようかと思えます。その関係で、現段階では明確にお答えできませんが、必要に応じてまた検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○村田委員　これは4台をいいところにつけてくれたと思って感謝しているんですが、尾鷲でも、こんなちっちゃなところでもさまざまな情報が入ってくるんですね。変質者とかですね。本当にいろいろ入ってきております。学校、中学校の通学路とか、さまざまなところにありますので、変質者というのはどんなところに出てくるかわかりませんから、ですから、できれば少しでも多くつけていただくということが尾鷲市の治安の高揚ということになるんですけれども、これは自動販売機の業者との交渉もあるんでしょうけれども、本来は予算があれば尾鷲市にこれはもっとも

っとつけなければいけないんですけれども、そういった意味で、1台でも多く設置をしていただけるように、人口が少ないから自動販売機もそんなめったやたらにつけるわけにはいきませんからね。そういう兼ね合いもあるんでしょうけれども、できれば一つ地域貢献というような形で働きかけをしていただいで、1台でも多く設置をしていただくということに努めていただくよう要望しておきます。

○小川委員　つけていただくことになって本当にありがとうございます。

1点だけお聞かせください。

その締結はいつされるのか、また、あと、設置はいつごろになるのかまだわかっていませんか。

○高柳建設課長　今回こういう形でやらせていただくという形で御報告もさせていただいたんですけれども、今現在事業者と調整をしております、できれば9月中に協定締結というところまで持っていきたいというふうに考えてございます。協定を締結すれば、もちろん並行して運用規定等も調えながら、早ければ10月には防犯カメラの設置というのが着手できるのではないかなというふうに考えております。

4台ありますけれども、いろいろ設置する場所がございますので、そちらについては準備が整ったものからということで御理解いただければと思います。

○三鬼（孝）委員長　他にございませんか。

○楠委員　このカメラの設置場所も気持ちよく書いてくれて出ているんですけど、防犯カメラって別にこんなきれいな場所で、公園内のどこかにあるわけですよ、基本的にはね。カメラを設置して撮ることが目的じゃなくて、先ほど村田委員もおっしゃったように、そういう何か事件を未然に防止するための措置であって、であれば、今回せっかく設置してくれるので、一般的にあるとすれば、この公園内には防犯カメラが設置されていますという看板を今度市のほうでつけておかないと、撮るのが目的じゃないので、その辺はこれからの事業の中でまた事業費が出るのかなとちょっと気になる場所なんですけど。

○高柳建設課長　今、楠委員さんからの御指摘の防犯カメラの、一応業者のほうで看板と取りつけのシールというのあれなんですけれども、そういうのもつくっていただく予定になっております。それを防犯カメラの看板、あとはシールもいただけるといいますので、公園内に張らせていただくということになっております。

○三鬼（孝）委員長　よろしいですか。

○三鬼（和）委員　これは電源等も業者が負担してくれるんですか。防犯カメラのメモリについて、チップか何かを、一体式だとは思いますが、電源等について

も、その辺、ちょっと詳細を。つける場所との関係もあると思います。

○北村建設課係長 電源は、防犯カメラの設置するところから一応電源を確保できるところに、矢浜でいうと、トイレの上だとそこに浄化槽もありますので、そこからとる。そして、後は、電灯の上のところの電源があるところからとるというようなことで電源も確保されております。

そして、電気料につきましても、一応設置業者のほうでは尾鷲のほうへ電気代は払うということで今話を詰めさせていただいております。

○三鬼（和）委員 ぜひ、一番の目的は防犯の抑止力だと思いますので、大々的につけるというあれもそうなんですけど、その近くにということを踏まえて、安心安全につながるというか、住みよいまちづくりにつながるような考え方をもって業者と……。とも交渉していただきたいと思いますので、お願いします。

○三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 それでは、建設課の報告事項の質疑を終了いたしたいと思えますけれども、委員会でこの熊野尾鷲道路2期工事の進捗状況について、南インターの橋梁の現場視察を10月11日に行いたいと思いますので、御参加できる方はよろしくお願いたしたいと思えます。

これで建設課の審査を終了します。御苦労さんでした。

10分間休憩します。

（休憩 午後 2時59分）

（再開 午後 3時07分）

○三鬼（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、教育委員会に係る議案50号、議案56号の説明を求めます。

○山口教育総務課長 教育総務課です。よろしく申し上げます。

説明につきましては、条例一部改正（案）新旧対照表及び補正予算書及び行政常任委員会資料を使って御説明いたします。

それでは、議案第50号、尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について御説明いたします。

先月5日に行政常任委員会を開催していただき、三木幼稚園のあり方について御説明させていただきました。繰り返しになりますが、少し御説明させていただきます。

現在三木幼稚園に在園されている2名が今年度をもって卒園され、来年度新たに入園される園児が見込めない状況であることや、今後の未就学児童数の推移等を考慮した結果、令和2年3月31日をもって廃園いたしたいという考えをお示しさせていただきました。このことから、今回尾鷲市立幼稚園条例の一部改正について、議案として上程させていただきました。

それでは、条例一部改正（案）新旧対照表39ページをごらんください。通知いたします。

右欄の改正前をごらんください。第2条幼稚園の名称及び位置について、表2段目、名称、尾鷲市立三木幼稚園、位置、尾鷲市賀田町319番地を削除するものがございます。

以上が尾鷲市立幼稚園条例の一部改正についての説明でございます。

○三鬼（孝）委員長　　続きまして、議案56号の説明を求めます。

○山口教育総務課長　　それでは、議案第56号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（3号）の議決についてのうち、教育総務課に関する予算について御説明いたします。

補正予算書歳入の10、11ページをごらんください。通知いたします。

9款地方特例交付金、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1項子ども・子育て支援臨時交付金、1節子ども・子育て支援臨時交付金9万円の増額は、後ほど歳出にも出てきます幼稚園給食費の副食費に充当するための国からの100%交付金となります。

こちらにつきましては、後ほど説明いたします歳出も含めて御説明させていただきます。

詳細につきましては、資料で御説明いたします。通知いたします。

○丸田教育総務課係長　　令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まります。下の表をごらんいただきたいのですが、左側、これまで幼稚園児の保護者には保育料と給食費を御負担していただいております。今回の無償化に伴い、右側となりますが、10月以降は保育料は無償化されます。しかし、給食費につきましては、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、引き続き保護者に御負担いただくこととなります。

ただし、年収360万未満の世帯の子及び第3子以降の子については、給食費のうち副食費、つまりおかず代が免除されることとなります。よって、副食費が免除対象の保護者は、主食費、つまり米やパン代のみを御負担いただくこととなります。

今年度につきましては、この副食費免除分は全額子ども・子育て支援臨時交付金の対象となりますので、9万円の歳入を補正予算で計上するものでございます。

次に、歳出、つまり歳入9万円の積算根拠となりますが、今年度に幼稚園に通園されている児童22名のうち、副食費が免除対象となる児童は5人いらっしゃいます。副食費は月3,000円ですので、半年分で9万円となり、負担金として補正予算計上するものでございます。

なお、この負担金は幼稚園の給食を実際につくっている隣接の小学校である尾鷲小学校と賀田小学校に支払います。

説明は以上でございます。

- 山口教育総務課長 続きまして、補正予算書歳出の24、25ページをごらんください。通知いたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費118万8,000円の増額は、細目中学校施設整備事業118万8,000円の増額で、11節需用費118万8,000円は、尾鷲中学校の給水ポンプユニット修繕のための修繕料118万8,000円でございます。

詳細につきましては、資料で御説明いたします。通知いたします。

- 丸田教育総務課係長 尾鷲中学校の給水ポンプユニットが焼きつけを起こし、管理棟校舎、トイレ給水系統の給水が不能となったため、修繕し、生徒及び教員に対し快適で安全安心な教育環境を提供するもので、修繕料は118万8,000円でございます。

なお、このふぐあいは7月上旬に発生し、給水不能箇所がトイレ給水系統であり、生徒及び教員の不便さを考慮し、既決予算にて夏休み期間中に修繕を実施させていただきました。

8月末現在、中学校施設整備事業の修繕料は、予算額150万円に対し執行額142万3,000円であります。このままですと、今後の学校施設等に新たなふぐあいが発生した場合において急速な対応ができなくなることから、同額を補正予算として計上するものでございます。

説明は以上です。

- 山口教育総務課長 補正予算書24、25ページにお戻りください。通知いたします。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費9万円の増額は、細目幼稚園管理費経費9万円の増額で、19節負担金、補助及び交付金9万円は、先ほど資料1で御説

明させていただいた幼稚園給食費のうち、副食費免除のための負担金9万円でございます。

以上が令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の説明でございます。

○三鬼（孝）委員長 ありがとうございます。

それでは、議案第50号の条例の一部改正についての質疑がありましたら御発言願います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案50号の審査は終了します。

続きまして、議案第56号、一般会計補正予算（第3号）の議決について質疑ございましたら御発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長 ないようでございますので、議案第56号の審査を終了いたします。

それでは、報告事項が3件ありますので、よろしくお願いいたします。

（発言する者あり）

○三鬼（孝）委員長 ごめんなさい、債務負担行為。済みません。

○野地生涯学習課長 それでは、生涯学習課からは、議案56号、尾鷲市民文化会館指定管理に係る債務負担行為について、予算書及び別紙資料にて御説明いたします。

補正予算書の5ページをごらんください。通知いたします。

第2表債務負担行為補正のうち、尾鷲市民文化会館指定管理料につきましては、令和2年度から4年度までの3年間における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであり、限度額として1億4,235万2,000円となります。

内容につきましては、資料にて御説明いたします。通知いたします。

資料の1ページをごらんください。

資料1、尾鷲市民文化会館の指定管理に係る債務負担行為についてであります。尾鷲市民文化会館の管理運営について、指定管理者を選定するに当たり、令和2年度から4年度における経費の総額について債務負担行為額を定めるものです。

主な業務内容といたしましては、施設管理用地及び設備等の維持管理や会館の運営管理、自主事業の実施に関すること及びその他業務となります。

中ほどにあります指定管理料限度額の表におきましては、ごらんのとおり上段よ

り職員1名、会計年度任用職員4名分の給与賃金、福利厚生費等の人件費、施設設備維持管理に伴う委託料や浄化槽保守点検手数料等の施設設備等管理費、電気代、水道代等の光熱水費、管理運営に係る保険料、賃借料、事務経費等のその他経費について、年度ごとに表記させていただいております。

令和2年度におきましては、人件費が1,841万5,000円、施設設備管理費等が1,507万1,000円、光熱水費が996万5,000円、その他の経費が357万1,000円の合計4,702万2,000円となっております。

令和3年度におきましては、合計4,745万8,000円、令和4年度におきましては4,787万2,000円で、増額分は、人件費であります会計年度任用職員の昇給によるものです。

続きまして、下段の表について御説明いたします。

今年度までの3年間と新年度からの3年間を比較した表となっております。

ごらんとおり、3年間において、人件費で右側にありますとおり788万4,000円、施設設備等管理費で154万2,000円の減額となり、その他消費税率等での増額はあるものの、前回と比較して3年間で870万3,000円の減額となります。

2ページをごらんください。

指定管理者候補団体の指定までのおよそのスケジュールとなっております。

10月中旬より募集作業を開始し、質問の受け付け、回答、11月に申請書類の受け付け、選定委員会を経て、12月議会において報告をさせていただき、候補団体の通知も行いながら、3月議会での議決後に指定管理の協定を締結したいと考えております。

また、今回の指定管理業務に関しまして、三つの仕様見直しを行わせていただきます。

まず第1に、全ての世代が文化鑑賞を目的に市民文化会館へ立ち寄り集う、つながることを目指し、市の文化振興の拠点とすること。第2に、施設の利活用等について、市やさまざまな団体と意見交換し、連携を促進すること。第3に、市内小中学生に本物体験の機会を創出し、次世代のおわせ人育成に資すること、この3点でございます。

具体的には、3ページからの仕様書新旧対照表をごらんください。

2、会館の管理運営に関する基本的な考え方の基本方針についてですが、次ページの4ページをごらんください。

4 ページの右側下線部のカ、「ロビー、ホワイエ等のスペースを開放し、休憩や憩いの場所として提供することで、施設の活用と情報発信を促進する。」キ、「いつでも気軽に立ち寄れる施設、発表会や展示会で知人と集える施設、イベントを通じて人とつながることができる施設を目指し、全ての世代に文化鑑賞の機会をつくることで市の文化振興の拠点としていく。」の文言を追記するものです。

また、7、業務内容（4）施設、管理用地及び設備の維持管理に関するウ、環境維持管理につきまして、「管理用地内の植栽管理業務、除草等を適宜行い、環境の美化に努めること。外観は施設の顔となる部分であることから、市民から苦情が出ないよう特に注意し、苦情が出た場合は速やかに対処するものとする。」を追記させていただきます。

次ページ、5 ページをごらんください。

9、協議において、「施設の新たな利活用方法や利便性向上、運営課題等について、市及び教育委員会、関係文化団体、学校関係者、利用者等との意見交換を積極的に行い、今まで以上に連携を促進すること。」を追記させていただきます。

次ページ、6 ページをごらんください。

自主事業に係る特記仕様書の新旧対照表でございます。

3、ウに関して、（5）「本物体験の鑑賞機会を創出するため、自主事業収入に影響のない範囲で教育委員会と連携し、市内の小中学生の児童・生徒を無料招待すること。」の文言を追記させていただきます。

以上、尾鷲市民文化会館指定管理に係る債務負担行為の説明でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○三鬼（孝）委員長      ありがとうございます。

教育委員会の議案第56号に係る債務負担行為補正で尾鷲市民文化会館指定管理料の説明がありましたけれども、御質疑がある方は御発言願います。

○奥田委員      これはあれですか。以前ちょっと前に委員会で指定管理制度の見直しということで政策調整課から説明があったんですよ。これはその指定管理を外すということを検討したけれども、引き続き指定管理で令和2年度以降もやっていくという説明があったんですね。それで、その説明資料を私は求めたんですよ。そうしたら、9月議会でそれは質問してくれと、議論してくれという話だったんですけど、その話というのは教育委員会のほうからしてくれるの。政策調整課からしてくれるのかな。今からしてくれるんですか。

○野地生涯学習課長      この前委員会の席で26日に提供させていただいた資料につ

いては、私のほうから説明させていただければと思います。

○三鬼（孝）委員長　野地課長、直営と指定管理する場合の対比ね、経費の。それはタブレットへ向いて入れておらなんだの。

○野地生涯学習課長　タブレットのほうの議会の8月20日のところに入れさせていただいておりますので、今出させていただきたいと思います。

今通知いたしました。済みません。

それでは、令和2年度尾鷲市民文化会館指定管理及び直営経費の比較表について御説明させていただきます。

まず、人件費の部分についてなんですが、指定管理の部分については、1,841万4,858円ということで、これについては、給与の部分が1,592万1,191円、あと、共済費等が入っておるものです。

次に、業務委託料については2,189万8,000円、需用費、役務費というふうな形で、総額で5,822万6,057円の費用がかかるというふうな形で算定しております。

次に、直営につきましては、人件費関係で2,267万3,521円ということで、これには給与として1,100万円、共済費として177万円、舞台技術として983万8,000円等が入っておりまして、業務委託費としては、下のところについては同じように2,189万8,000円ということで、縮めて6,042万2,535円となります。

これを比較したんですけれども、まず、人件費の部分で、指定管理のほうマイナス425万8,663円というふうな形になります。これについては、現状指定管理については職員5名、館長1名、会計年度任用職員で算定しておりますし、下のところの表になりますけど、直営については職員4名、これについては、市職員1名、会計年度任用職員のパートタイム3名ということで算しておるので、人件費についてはかなり抑えられたものです。

次に、舞台技術料については、今、指定管理の場合は、指定管理者の方々が舞台技術のもう技術を持たれているので、指定管理者が対応しているということで、直営の場合については、専門業者へ依頼しないといけないため、その費用というふうな形になります。

次に、役務費については、舞台技術に係る保険料等が不要になったり、その他、直営については指定管理料に係る消費税等も不要となるというふうな中で、総額、縮めますとマイナス219万6,478円指定管理料のほう安くて低コストで済む

というふうな形になっております。

下のほうに総括も書かせていただいておりますが、現状の指定管理では、施設の管理運営に加え、舞台技術を5名で対応しているということで、民間活力導入により舞台技術を持った人材確保が一定のコストで可能であり、市民や団体等の舞台利用における機動性、利便性が高いというふうに考えております。

一方、直営においては、人件費の削減と指定管理料に係る消費税が不要となりますが、市民サービス維持のため、舞台技術の確保を考慮する必要があり、トータルでは費用対効果を考えると指定管理制度でのメリットが大きいというふうな形となっております。

以上です。

- 奥田委員　　ちょっとこれは確認したいんですけど、ちょっと僕、違和感があるんですけど、この市職員、直営の場合。1名で、あと、パートタイムの任用職員3名で1,100万もかかるということは、人件費が。これは相当市職員の人件費が高い感じがするんですけど。これは常駐ですか。前に言うておった補佐級が行くとか、係長級が行くとかいう話がありましたけど、どういう方が行かれて、幾らぐらいを見込んでおるんですか。
- 野地生涯学習課長　　40歳の係長級をこちらのほうでは総務課と相談の上想定させていただきました。
- 奥田委員　　それは人件費で幾らを見込んでおるんですか。
- 野地生涯学習課長　　人件費で561万4,551円です。
- 奥田委員　　560万ぐらい。あと3人が合わせて540万ぐらいあるということですか。

それで、私、ちょっと、ここで問題なのは、やっぱりこの人件費と舞台技術料ですよ。この舞台技術料が僕、980万、このぐらいもしかしたら要るのかなという気もするんですけど、ただ、やっぱり、この財政難の中で、いろんなことをボランティアでやってもいいという方もいらっしゃるし、いろんな技術を持っておる人がいるじゃないですか。そういう方に協力してくれと言ったら、協力してくれると思うんですよ。だから、そういう方を僕はやったら、もっとこれは抑えられるんじゃないかなという気が、半分ぐらいに抑えられるんじゃないかなという気がするのと、それから、もう一つ、今の人件費の話なんですけど、別に常駐じゃなくてもいいじゃないですか。何で常駐にこだわるんですか。50日ぐらいしか大ホールは使っていないんですよ。

だって、これは言わせてもらいますけど、コミュニティーセンター、輪内の。九鬼、三木里、曾根にありますけど、これはセンター長1人にしたじゃないですか。そのぐらい思い切った行政改革をやっておきながら、あれは大変だと思うんですよね、センター長は1日梶賀から九鬼まで全部対応せなあかんのですからね。いろんな問題が各地区にある中で。あのセンター長は非常に大変だと僕は思うんやけれども、一方でそういう行革をやりながら、別にこれは兼任でいいじゃないですか。ここにおいて、中央公民館でもいいですよ、こっちでも。今の教育委員会のほうでもいいですよ。おって、兼任でいいですよ、別に。課長が兼任しておってもいいですし。だから、そういう意味で、いつもおらなあかんというわけじゃないでしょう、別に。あと3人の方がいらっしゃるんだったら、常に。半々でもいいじゃないですか。午前中こっちにいて午後からあっちへ行くとかそういうふうでも構わないし、僕は今のままの財政難の中で、やっぱり工夫しないといけないと思うんですよね。工夫の余地があるじゃないですか。

だから、そういうことも一つ考えた上でやってもいいと思うので、そういうことを考えたら、219万の差で、直営のほうが219万高いから指定管理を継続しますということなんですけど、これはもっとどんどん、今のを考えたら、舞台技術料も僕は半分ぐらいに下げられると思うし、400か500万ぐらい。人件費も下げられるでしょう。それを考えたら、やっぱり直営のほうが安いんじゃないかなという気はするんですけど。そう思いません。どうですか。言っている、間違っていますかね。

○野地生涯学習課長　財政難の今のお話というのは、奥田委員のお話は十分わかるところです。それと、ただし、今、これだけ大きい施設、大ホールにおいては960人入るということで、小ホール200人、その他会議室やリハーサル室、その他そういうところではかなり大きなイベントもやり、あと、施設の規模としても非常に大きい施設であります。その部分において、常駐の管理者というのは、少なくとも1人正職の職員を置くということが、いろんな連携をとっていく意味でも、危機管理の部分でも必要かなというふうに考えたのが一つであります。

それと、もう一つ、舞台技術の件なんですけれども、今、舞台についても、いろんなボランティアの方々も少し手伝っていただいたりする方も、夢舞台というふうな方々がおられるのは、奥田委員が言われるように少しございますけれども、その方たちもどんどん人数が逆に減っていているというふうな状況の中で、それと、市民にいろいろ催しをするときに、こういう催しをしたいと言われたときに、外注

であればいろんな打ち合わせをしたり、そういうことについてもわざわざ来ていただきながらこうやるというふうなところもあるので、そういう市民サービスの面の機動性等も考えて、このような直営の舞台技術を持った方々による指定管理というのが市民サービスの面でもよろしいのではないかなというふうな形の中でこう考えておいた次第です。

○奥田委員　最後にしますけど、いや、でも、これは、指定管理は5,000万維持管理にかかっているんですよ。5,000万。非常に今の財政難の中で大きいですよ。それをやっぱり市民の方にもきちっと説明した上でやらないと、だって、僕、テニスをするもんで思うんですけど、大白公園なんかに行くと、管理棟があって、管理人がおるんですよ。だから、テニスをする人なんか、市営グラウンドとか大曾根公園にも管理棟を置いて管理人を置いてくれという話もあるわけですよ。そういう要望もあるんですよ、実際。でも、実際そんなの無理じゃないですか、今の段階で。管理人がおらんわけですよ、市営グラウンドにしたって大曾根公園にしたって。何かあったときでもすぐ電話でせなあかんわけじゃないですか。それと一緒に、文化会館だって別に必ず責任者がおらないといけないというわけじゃないでしょう。連絡をとれたらいいわけでしょう。

この前の話もそうなんだけど、文化振興会が最初からかかわっているからとか、今言われたように、ここは職員を置かなあかんとか、今の既成概念にとらわれてやっておいたら、行革なんてできませんよ。やっぱり市民の方々にもきちっと説明、これは5,000万かかっているんですよ、今、維持費の。大変大きな負担なんですと。もしかしたら閉鎖せざるを得ない状況なんですという話をしたらわかりますよ。市民の方々にわかっていただけたらと思うんさ。

そういうことをしたら、僕は、これはあと200万でしょう。200万の違いで指定管理を継続しますなんて、改めると言いながらですよ。1年、2年検討して何をやってたんだか。それなら検討する時間ももったいなかったじゃないですか。2年ぐらいこれは検討していなかった。2年じゃないか。結構な時間検討しましたよね、これでね。そのぐらい検討するんだったら、やっぱりやる方向で思い切った行革をやらないと、前に進みませんよ、これは本当にと僕は思うんですけどね。ちょっと甘くないですか。

というのは、ちょっと僕、つじつまが合わないような気がするんですよ。何でセンター長はあれだけ1人にしておいてですよ。こういうところは、やっぱり文化振興会が入っておるとやりにくいのかなという思いもあるんやけれども、行革をや

る上ではやっぱりそのぐらいの意識を持ってやらないと、本当に尾鷲市は潰れていきますよ、これ。という気はするんですけどね。いかがですかね。まあ課長に言うてもしようがない、これは本当は政策調整課が来てほしいんですけどね。政策調整課が1年、2年も検討しておってですよ。そのままですって、僕は非常に気に入らないですね。不満足です、僕は。これは。まあ課長に言うてもしようがないですけど、もうちょっと僕は踏み込んでほしいですね。きのうの財政見通しでもそうですけど、かなり行革をやらないと尾鷲市は沈没するんですよ。そこまで来ているにもかかわらず行革ができない。それが僕は情けないと思うんですよ、これは。まあ課長に言うてもしようがないかもしれないけれども、そこを僕はもうちょっと考えなあかなという。

弱いところには強いですよ。輪内のセンター長なんか1人にしてやれみたいな。ああいうやっぱり人口が少ないところにはそれでええわみたいな、そういうとれんことないじゃないですか。そういう弱い立場のところに対してはきついけれども、こういうところはなかなかできないのかなというふうにとれないこともないですよ。もうちょっと思い切ってやらないと進まないですよ、これは。やっぱりもうちょっと危機感を皆さん持ってほしいですね、職員の皆さんも。市長もそうだけども。市長の決断なのかもしれませんが、ちょっととろいですよ、僕に言わせれば。まあいいです。

○三鬼（孝）委員長 他に。

○仲委員 債務負担行為の資料を見させていただいておるんですけど、人件費の3年間の比較がマイナス788万3,000円になっていますけど、給料基準の見直しというのはどういう部分でしょうか。年間200万ぐらい下がるんですけど。

○野地生涯学習課長 これまで館長の部分が非常に大きいんですけども、その部分については、尾鷲市の職員の給与条例に基づいて行政職4級を採用しておりました。それがずっと前例からのものだったんですけども、今回それを専門職員の任用つき、限定期間に当てはめるというふうな形で、指定管理については3年間というふうな形になりますので、本年4月1日に総務課が改めて限定付職員、専門技術を持った期間つきのことを条例上定めましたので、それに基づいてこのような形で調べさせて算定したものです。これについては総務課のほうの意見を聞いてさせていただきました。

○三鬼（和）委員 今回の説明であると、応募してくるであろう尾鷲文化振興会のことも勘案してお話しされておると思うんですけど。ちょっと指定管理と外れるんです

けど、きのうの財政の見通し等々も踏まえた中で、スタート時に文化振興会が設立した折に、市のほうから出捐金という格好で3,000万振興会さんへ入っているの、この際にこういったあれをするときには、尾鷲市も財政が厳しい中で、これは出資金じゃないもんで、振興会から市のほうに御寄附していただくようにやっぱり教育委員会としても、この振興会はほとんど文化会館の仕事しかしていませんもんで、設立以降。そういったこともして、教育財源にするなりなんなりということもちょっと考えていただいた上で、応募してきたら、最初のところも踏まえてそういったことについてお願いしたいのですが、教育長、どうですか。ちょっと時間はないんですけどね。

- 二村教育長 それにつきましては、以前から三鬼委員にかなり指摘されておることですので、一度そういう話もさせていただかならんかなというふうに思います。
- 三鬼（和）委員 ぜひ、尾鷲市も財政が厳しいので、しわ寄せというのがまた教育のほうにも来ようかと思っておりますので、こういった形からすれば、公益財団法人尾鷲文化振興会様に御寄附していただかならん形にはなろうかと思うんですけど、丁重にお願いしていただきたいなと思っておりますので、ぜひよろしくをお願いします。
- 楠委員 一般的な確認だけなんですけど、今、施設の指定管理の館長が1名いらっしゃいますよね。通常は何年か契約じゃないんですけど、在籍した後退職されるときに、退職金って今の任用の関係も含めてあるんですかね。
- 野地生涯学習課長 退職金については、毎回決算報告等でもさせていただいているんですけども、尾鷲市職員のこの規定に基づいて蓄えさせていただくような形でもう調べておられます。
- 楠委員 それって、指定管理を受けている団体もあくまでも一つの内容からすると、市の規定を適用するところが私もちょうとわからないんですけど、その辺はどうなんですかね。その積み立てどうのというのは、それは内部留保することもあるんだろうけど、あくまでも指定管理者とは本来別物ですよ、受ける側と出すほうと。その辺の取り扱いって、財源不足、財源不足と皆さんも言っていますけど、そういう意味では、本来の考え方も整理しておかないとまずいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。
- 野地生涯学習課長 なお、今回4月1日に総務課のほうで整理させていただいた任期付職員については、退職金については、それについてはないというふうな形になっておりますので、その部分についてはそのような形で整理させていただきます。
- 三鬼（孝）委員長 よろしいですか。

○野田委員　　ちょっと財政的なところとまた違うんですけれども、この仕様書新旧対照表の中で、今回つけ加えて見直し案というのは出ているんですけれども、これは指定管理者のほうから率先した見直し案なのか、生涯学習課からの要望を入れた形なのか、ちょっとそこら辺を教えてくださいたいと思います。

○野地生涯学習課長　　これについては、私どもで指定管理者の方にはこういうことを今回やっていただきたいというのを教育委員会のほうで話しまして、もちろん現状については指定管理者の方にも伺っておりますけれども、その中で教育委員会からこのようにお願いしたいと入れたものです。

○野田委員　　ということは、年間スケジュールの中で、またはいろんな時間をつくって、こういう意識を持って指定管理者の方にやっていただくと。というのは、その指定管理者の方が本当にこういうことをやらなあかんと思ってやるのか、ただ言われたから、ここに追加記録という見直しをしたというだけでは、やはりこれは心の通っておる仕事にはならないと思いますので、そこら辺は十分、無理に言われたからじゃなくて、そこら辺の運用の方法を、やはり芸術文化のところですので、率先した気持ちでやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○野地生涯学習課長　　指定管理をお願いする上で、その中でこの仕様になりますので、この仕様の厳守については十分候補になられたところにも誠意を持って伝えて一緒にやっていきたいと思います。

○三鬼（孝）委員長　　よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（孝）委員長　　なければ、教育委員会に係る議案第56号の審査を終了いたします。

報告事項につきましては、連休明けにさせていただくことといたしますので、よろしく願いをいたしまして、これで教育委員会の審査を終了いたします。御苦労さんでした。

（午後 3時47分 閉会）